

○古田委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたしました。鐵治大蔵政務次官。

○鐵治大蔵政務次官 たいだいま議題となりました国立学校特別会計法の一部を改正する法律案及び地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるとの件について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

初めに、国立学校特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、国立学校特別会計におきましては国立学校の付属病院の施設費を支弁するため必要がある場合に限り、借入れ金をすることができるとなっておりますが、今回の改正は、これに加えて、国立学校の移転が人口の過度の集中に対処する対策に資することとなると認められ、その移転に伴い不用となる財産の処分収入をもつて償還することができるよう見込みがあるときには、当分の間、移転先の用地取得費を支弁するための借入れ金をすることができるとしようとするものであります。

御承知のごとく、過密都市に所在する国立学校は、これを他に移転することが教育環境の上から望ましいと考えられ、また、このような国立学校の移転は、過密都市対策に資するところも大であると考へられます。したがって、その移転の円滑な実施をはかるため、移転先の用地についてはたとえ一時に多額の費用を要するとしても、移転に先行し、一括してこれを取得することが必要な場合であつて、かつ、その移転に伴い不用となる財産の処分収入をもつて、用地取得費の財源となつた借入れ金の償還ができる見込みのあるときは、いわばその間のつなぎ資金として、借入れ金をすることができるとの道を開くことが適当と考え、ここにこの法律案を提案いたしました次第でございます。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるとの件について、その提案の理由と内容の概略を御説明いたします。

最近における経済の発展は、大都市において特に著しく、この間の事情を反映して、都会地税務

署の管内の納税者及び課税物件等は年々増加してまいりますとともに、これらの税務署の事務量、人員ともに過大となり、税務指導等納税者に対するサービスの面及び事務管理の面で支障を生じようとしております。

このようない事情に対処して、東京国税局において、品川税務署の管轄区域を分割して旧荏原区の地域を管轄する荏原税務署を、立川税務署及び武蔵野税務署の管轄区域を再編成して府中市、調布市及び北多摩郡沼江町を管轄する武蔵府中税務署をそれぞれ設置し、また、札幌国税局において、札幌税務署及び石狩税務署の管轄区域を再編成して、札幌市の北部、江別市、札幌市手稲町、石狩郡及び厚田郡を管轄する札幌北税務署を設置し、納税者の利便と税務行政の円滑な運営をはかろうとするものであります。

以上が、国立学校特別会計法の一部を改正する法律案及び地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるとの件提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○古田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

兩件に対する質疑は次会に譲ります。

○古田委員長 税制金融及び証券取引に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 最初に二、三要望並びに意見を申し上げますが、一つは、私久しぶりに大蔵委員会へ歸つてまいりまして、あらためて勉強を直しておるわけですが、私がずっとおりました当時の経緯をも含めまして痛感されましたことが一つございまして。それは屢次この委員会において非常な審議をいたしまして附帯決議を付するのですけれども、その附帯決議の実行というものがきわめて緩慢な気がするわけです。政府側としては法案

を通すために一応附帯決議を了として善処いたしますと言っているけれども、實際問題としてはそれがその場限りには終わっておるおそれがある。そこで委員長並びに政府側にお願ひしたいのですが、ここ二、三年ばかりの本委員会におきましてきめました附帯決議並びにその経過について、本委員会に資料として提出されることをまず要望したい。いかがでございますでしょうか。

○古田委員長 たいだいまの御要望はきわめて重要な御要望でございます。理事會にさらに相談をいたしまして、適切な御回答を願ひように政府にもお願いしたいと思ひます。

○横山委員 第二番目の要望を申し上げますのですが、私も法案を審議いたします過程で、これはこうだと自分ながら納得しておるのですが、それが政令となり通達となつていきます上において、どうも租税法定主義という原則が貫徹されず、法律案で承知をしたことと實際現場でわれわれが体験する場合と食い違ひがしばしばある。これは必ずしもわれわれが間違つたことにはならぬ。また政府側が必ずしも違法を犯しておると思へません。しかし提案する側と審議側との間にこの違ひが何から起こるかという、政府側の説明不十分というところがあると思ひます。きわめて無理な注文かもしれませんが、本委員会に提出される法案については今後その政令案要綱——抽象的に申しますが、政令を出せとは申しません。少なくとも政令案要綱を審議の過程で出していただく。これを要望したいと思ひますが、いかがでございますか。

○古田委員長 たいだいまの横山君の御要求、非常に重要な案件でございます。先ほどの御要望とあわせて理事會に御相談しまして善処したいと思ひます。

○横山委員 第三番目の希望を申し上げますのですが、本委員会で税法並びに——主として私は税法を考えるのですが、税法その他本委員会に關連する問題を論議しておる。ところが税にしろ本委員会に關係いたしますことにしろ、本来ここで

討議をすべきことではあるけれども、他の法律との關係上ほかの委員会で審議をしている場合が少なからざるわけです。その点についてはわれわれが知悉していないことがある。たとえば大蔵省設置法なんかはこれはよくわかるけれども、地方税法の一部の中に国税の問題が知らぬうちに忍び込んでおつて、われわれが承知しなくて選挙区で恥をかきという場合が、かつて重大な問題としてございました。そういうこともございましてから本国会において本委員会にいささかたりとも關係をいたします法律案がございましたならば、必ず本委員会に資料として政府側は提出する義務を持つてもらいたい。いかがでございますでしょうか。

○古田委員長 たいだいまの御意見も當然なことと思ひますけれども、前二件とともに理事會でよく相談をいたしまして御要求に沿ひように善処したいと思ひます。

○横山委員 委員長はことごとく當然なことと思ひ善処いたしますというおことばでございますが、まん中へ理事會ということばをはさまれたのが少し逃げていらつしやると思ひます。しかし委員長個人としてはまことに私の意見は當然でございます。委員長の御賛同を得たと見てよろしゅうございませうか。

○古田委員長 大体御意見のとおりでございます。すべて大蔵委員会は御承知のように御要求に対しては慣例として理事會にはかつてその慎重を期して粗漏のないようにということ、各党の委員の方また理事の方の理事會において御相談を申し上げることになっておりますので、その点は横山委員も以前からのベテランの委員でございますし、よく御承知でございますので、さらに慎重を期して理事會に御相談の上、善処いたします。

○横山委員 恐縮ですが、その次もう一つあるのです。それは私もかねて言つておるのですが、ここでの議論をしても政府側が法案をつくる場合、税制を立案する場合に、われわれの意見を十分に、ここだけで聞き流して参考にしないおそれがあるということをおかねがね私は痛感をして

おるわけです。それで私は——ほかの委員会の諸公はそれぞれ政府の審議会、委員会に参加をしておるわけですね。当委員会のベテラン、われら与野党ともにきつすいのベテランであります。それらについては国会議員としての委員会への参加をどういふものか大蔵省は敬遠しておるということとはまことに遺憾千万な気がするわけです。税制調査会にしてもあるいはその他の委員会にしても同様でございますけれども、これこそ一氣に、私は委員長に強制をするわけではないが、さっきの話と一段落して慎重な検討をしてもらいたい。今度財政制度審議会が法案として財政法の一部改正で出るようでございますけれども、この機会に、全部が全部一挙とは言いませんけれども、可能な限り、まず私は財政制度審議会にはわれわれの参加を許すべきであるということをお願いしたいのであります。これは前の三段は当然のこととして私は要求しているのですが、もう一つのほうは、一ぺんよくこれは私のほうから申し上げますけれども、十分に御相談をくださいます。いきなり全部とは言いませんけれども、財政法の中には国会議員が学識経験者として参加をせられるように要望したいと思ひます。これは理事会でぜひ御相談をお願いいたします。

○古田委員長 いまの横山委員の御要望に對しましては、これまでも御要求があったことと聞き及んでおります。さらに理事会で慎重に協議をいたしまして善処をいたすことにいたします。

○横山委員 要望はその四つであります。では質問をいたしたいと思ひますが、政務次官にお伺いしたいのであります。あなたは私と一緒に法務委員会におきまして法務のベテランでございますから、いまから質問いたしますことはむしろあなたに質問をいたしたい。私は実は名古屋でございまして、名古屋の中村税務署で暴力団のテラ銭に課税をいたしました。ところが聞くところによりますと、沼津の税務署においても、極東組桜井一家幹部に賭博でかせいたテラ銭を不勞所得とみなして課税すると通告をしたのであります。

す。ここまではいいのであります。その後の結果が否として私にはわからない。新聞には非常に好感を与えて昨年度——これは私も持つてまいりました新聞によりますと、ある新聞社の税界十人ニューズの二つに数えられたのであります。かつて私は法務委員会、この件が出ます前に、新暴力法の論議の際に、暴力団に対して一体どういふようなやり方があるかあなたと一問一答をかわしたこともあったような気がいたします。その場合に、税というものは、これは正当な所得であれ不当な所得であれ、所得あるところには課税するというのが原則であるわけでありまして、したがって、暴力団に対してテラ銭に課税をする、ばくちだとかあるいは競馬場にあります問題とか、いろいろな問題について課税をするというところはこれは税法の許すところでありまして、問題は私がその後の消息を知らない。といひますのは一体国税庁としてこの点についてお答えやうかと始末ができていないような気がするのですが、警察と国税庁との関係はいかにあるべきかということについて、まず経験豊かな政務次官にこのテラ銭課税を含む暴力団課税はいかにあるべきかという点についてうんちくをひとつ承りたい。

○鑑治政府委員 これは最も注意すべき問題だと思ひますが、そこで問題はテラ銭を領収したというところが表面きわめるのはどうしてわかつたかというところから詰めていかなければならぬと思ひます。税務署へテラ銭が入ったということがわかるならばその以前にすでに警察、検察庁にわかつておらなければならぬ。警察及び検察庁にわかつたことすれば、当然これは起訴されて裁判所へ行くべきものだらうと思ひます。そうすると裁判所へ行けば不法の利得ですから、犯罪によつて得たる物品になりますから、当然没収すべきものだらうと思ひます。ところが現金であるからよく変わるというので没収できぬという話だが、没収できなければ追徴金を取るべきもの、それが第一番の処置だらうと思ひます。しかるにそんなことはな

いと思ひけれども、もしもそういうことをやらな

い暴力団にテラ銭がふところに残つておるとすれば、これは税務署で税金をかけるのは当然でございます。私が、私はそういうことはなからうと思ひます。きのうもそういうことで聞いてみると、どうも没収なり追徴金なりがおもしろく行つておらぬというのを聞きまして、これは私は、これは遺憾だと思つております。まず私は、これは税務署の問題よりもその方面で厳格にやつてもらつて、それでもまだ残つていけば税務署でやるべきだ。さうなことはあるべきものではないと思ひます。大体いまままで考えることはそのように考へております。

○横山委員 これは大蔵省に伺ひたいのですが、いまの鑑治さんの話はどういふことなんでしょうか。銭が残つたら税金を取る。所得は一たんあつたんですね。それが裁判の結果取られた。追徴をされればもう税金はかからぬのですかどうですか。

○喜田村説明員 お答え申し上げます。ただいま御答弁にありましたように、裁判の結果それが没収されたということになりますと、結果的には課税を取り消すということになります。税金がかかるというところからいへばそれ以外に不法所得であるということと相手から取り消され相手のほうに戻つていった、こういう場合にも結果的には課税にならないということになるのでございますが、それがつまり没収されるまであるいは取り消されるまでの間は課税所得として課税される、こういうことになっております。

○横山委員 当然だと思ひます。そこで参考のために御連絡申し上げておきましたから調査が行き届いておると思ひますが、名古屋中村税務署と沼津税務署におけるテラ銭課税はどういう結果になつておるか、ひとつお聞かせを願ひたい。

○喜田村説明員 課税の内容、個々の内容につきましては、ちよつと一般的にお答え申し上げます。であります。どういふような取り扱いをしたかという点について申し上げますと、たとえば暴力団の所得と申ししましても一つはこういうのがあ

やつてゐる、その事業の所得についてどういふ課税をするかという問題と、それからもう一つ、いまお話のありましたたとえば賭博による収入あるいは胴元としての収入、こういった収入にどういふ課税をするかという問題がございます。お尋ねのありました事案につきましては、一つは貸し金業をやつておりましたその貸し金業について貸し金業としての課税をいたしました。これに對して税金をかけた。それから賭博の胴元としての所得がありましたので、その胴元としての所得につきましては雑所得として課税をいたしました。それ

○横山委員 世間で心配をしておりますのは、あなたの言うのは通り相場であるけれども大山鳴動ネズミ一匹、ああいうことを打ち上げたけれども結局は税務署はやらなかつたのではないのか、結果はどうやらネズミ一匹になつてしまつたのではないのかという疑惑が非常に強いのです。本委員会が個々の納税者の個々の具体的事案をやるのが適當であるかどうかということについては議論がございまして、問題はそういう悪質な刑事事件に関する問題でありますから、こゝでい

○喜田村説明員 個々の納税者の名前、その課税額という点につきましては、現在までこうした扱いでも発表しないというところの取り扱いになつております。この点につきましてはまた……

○横山委員 名前を言えと言つてゐるのではないですよ。最初と最後の結果がどうなつたかという数字だけ言えということですよ。

○喜田村説明員 所得税額とそれに対して申告加算税額方を加算いたしました。金額だけは少し御容赦願ひたいと思ひます。

○横山委員 こういふような態度に終始せられると、かえつて世間の疑惑、暴力団課税、テラ銭課税だといつておるけれども、税務署はその方面は

いいかげんにしてしまふ、暴力の権力に巻かれて、あんなことを言っておられるけれども、暴力団から税は結局一文も取れぬのだ、こういう疑惑がーばいだというのです。昨年の税問題の十大ニュースの一つだといって新聞が取り立てて騒がれたけれども、結果は否としてはいけません、こう言っているのですからー私はいまその名前を言えと言っているのじゃない。どういふ内容で、どういふ結果であるかというのを言えと言っているのですから、個人の秘密を私は尊重しているのです。おっしゃいよ、どうなんですか。

○喜田村説明員 沼津の某事件につきましては、数百万円の課税と申告加算税をかけた、この程度で御了承願いたいと思います。

○横山委員 名古屋は……

○喜田村説明員 名古屋の事件は、まだこちらのほうで十分調査が行き届いておりませんので、はつきり数字をつかんでおりません。

○横山委員 御通告をしておいたのですから、それをさういふようなことでは私は納得できません。時間の関係上、これは省略して、ここではもうお尋ねしませんから、次会にひとつ協議をしてください、名前は言えとは言いませんけれども、その経過並びに結果を本委員会に報告されるように要望します。

○喜田村説明員 個々の納税者ということがはつきりしない程度の方でお話し申し上げます。

○横山委員 けつこうです。私の真意は、こういうふうな課税については、善良な納税者についてはいろいろのこととまでやるけれども、こういうことになると、いいかげんに終わってしまふという世論を代表しているのですから、それに答えるようにしてください。

いまいらつした日原さんにお伺いするのですけれども、ちょっとお聞きになったと思うのですが、暴力団に対する課税のことをいま質問しているわけですが、沼津と名古屋で課税をするというところについて、いいかげんな結果に終わつておるといふ心配を私はしておるわけです。本来なら

ば、警察が逮捕する、あるいは捜査をする過程で、刑事事件に關係する不当所得がどのくらいあったかというところはわかるはずですね。これで起訴をなさるはずですが、税務署との關係というものは、その間何もないわけですね。私も超党派派で暴力団に対して追撃を過ぐる国会からいたしておるものでありますから、税金で追撃をするということが適當であるかどうかはぜひ議論があると思ひます、思ひますけれども、新聞に見るところに、テラ銭数百万円をかせいだ疑いによるもの、それによつて起訴するものと随々しく新聞に載つておるのに、税務署がそれにおれたちの分野でないから知らぬ顔をしておるといふ状態が今日の状態だから遺憾だということです。したがつて、この際さういふ明白なものについては、警察当局と税務当局との連絡があつてしかるべきではないか、税務当局は当然それについて警察当局から情報を得る、そして課税をするということが必要ではないか、さういふふうな考へるのですが、その場合において、捜査当局としてこれに協力し得るかどうかということですが……

○日原政府委員 ただいま暴力団のことについて御質問がございましたが、お話のように私もは暴力団追撃の一つの手段として、金額をつぶしていかなければだめだという考へ方を持つて、この方面にいろいろな手段の中の一つとして相当力を注いでおるわけでございます。もちろん私もこのほうで不法資金源と目されるものにつきましては、詐欺、恐喝あるいは賭博その他いろいろな手段でもって犯罪として検挙いたしてまいつておるわけでございますが、お話の中にあつた税務当局との連絡ということにつきましては、私も喜んで課税の面なりあるいは徴税の面なり、あらゆる面についてできるだけの協力をする、ほか平素密接な連絡を税務当局ととるようによ下部、末端にまで指示してございますので、その点の御懸念はないと思ひます。

○横山委員 捜査当局はさう言っているのですが、税務当局はどうなんですか。いま私がしつうに言っているのですが、随々しく新聞に出る。方々でラジオが言う。ニュースが言うといふときに、あなた方がこの種の問題について課税にきわめて積極であり、怠惰であるといふ点について私は強く指摘しているのですが、いまの捜査当局の御意見を聞いてどう考へ、どうなさるおつもりですか。

○喜田村説明員 ただいま刑事局長からお話のありましたように、課税の面で不徹底である、さういふことが暴力団の資金源を結果的に有利にしてゐる、さういふことのないようにさうしたものに對しては適正な課税をやつていこう、さういふことで調査を進めることになっております。

ただ事実問題として税務署自身でさうした不法所得を把握するといふこと、さうした端緒をつかむといふことがなかなかむずかしいので、さうした点につきましては、警察のほうから資料をいただくといふことによりまして、適正な課税をやつていきたい、さういふふうな考へております。

○横山委員 横山さん、あなたにいまお聞きしようと思つてゐるのです。あなたはさういふ点について答へてくだされば、要するに警察から情報を積極的に税務当局に流すといふことは適當ではないと思ひますけれども、ある程度は、しかしながらそれを常に恒常的なものにするのは適當ではないと思ひますけれども、いまだにかくこの暴力団のばつこについては、あなたも私も法務委員会ではばなを散らして、その点だけは共通の意識として強くやつた。あれは私のほうは別な角度で心配を持つたわけですが、しかしこの面に関する限りはわれわれは一致したわけだ。したがつて、これは税務当局のほうで熱心にならなければだめだといふことです。熱心になれば、相互の連絡協力が可能であると思ひます。どう考へてゐるわけですが、どうですか。

○横山委員 これは結局は税務当局及び警察庁との連絡の問題でございますので、私いままでそれに關係したことはないから、いままでのこと

については申し上げられませんが、私の常識からかくあるほうがいだらうといふことを申し上げて、ひとつ御参考にしたと考へます。これは警察庁、国税庁のほうにもよく聞いて、これから打ち合わせをします。

いまの問題は、第一にテラ銭、テラ銭といへば賭博開帳罪によつて得たる利益、さうわれわれは解釈します。さうすると、やはり不法の取得、犯罪によつて得たるものですが、かようなものがあるといふことが税務署が先立つてわかるといふことはほとんどないと思ひます。やはり警察なり検察庁で摘発せられ、捜査せられて、かような事実があつた、開帳罪が成立するものだ、さうしてその犯罪によつて得たる金銭があつた、さういふことがわかるのは、これは警察か検察庁でなければできないと思ひます。そのときにわかれば、先ほど言つたように警察なり検察庁なりがこれを当然起訴し、起訴すれば裁判においてこれを没収し、もしくは没収し得ざるものは追徴すべきものだと思ひます。しかるにさういふことがわかつたにもかかわらず、なお犯罪人のふところにある金が残つてゐるといふことが私は解しかねるのです。これは警察はわかつたけれども、やらなかつたといふことになる、捨てておけないから何とかしなければならぬといふことにはなりませんけれども、先ほどの議論を聞いておられますと、それは不法なものですから、犯罪構成要件なんですから、本人のふところに残しておいてそして収入金であるから税金をかけるということ、これは本道からは許されておると思ひます。やはり犯罪として取り扱ふべきものだと思ひます。しかしそれでもやらなだらうとするかとなると、むづかしいことになる。(横山委員 九百万円取つたじゃないですか。)それは私ははもと聞いてみなければわからぬが、私は警察なり検察庁の怠慢じゃないかと思ひます。むしろ税務署で取るべきものでないのですから。さういふ議論になると思ひます。ただし、さう言ひますけれども、ものによつては、實際においてあまり大きなものでないと思ひます。

察なり檢察庁で起訴せぬことがあるかもしれませ
ん。いま言ふ何百万円もテラ銭を賭博の開帳罪で
取つておつたというのは起訴しないということ
あり得ないと思ひますが、世の中にはあります。
目に余るからしかたがないからやるけれども、一
一それはどのことがないならやめぬ。俗に言う
シヨバ代、なな張り銭のようなもので、私は
全く不法所得だと思ひが、たいした金でないか
ら目づぶしされる。それはしかたがないから税務
署で取るのがいいのですが、私は、ほんとうは犯
罪が成立するものなんです。犯罪が成立した
以上は刑法上でもってそれを取り上げるといふこ
とが原則でなければならぬと思ひますが、それで
も警察でやらぬといふことがあれば、これは税
務署と協議の上で、いづれでやるかをきめる。い
づれにいたしまして、横山さんの言われるよう
に持たしておくべきでないことは間違いないの
で、その点は今後大いに協議の結果いづれかの
のでやるといふことに、これを幸ひによくきめて
おいてもらふほうがいい、かように考えます。

○横山委員 鑑治さん自由満達な御意見で、事情
もあり御存じないようです。法務委員として
こちらのほうから質問するならいいけれども、政
務次官として事情を御存じなくて自由満達な御意
見を述べられると、こちらが当惑するのです。
ただ、あなたがこの機会に協議をして本問題の処
理をしたいという点を私は了承したいと思ひま
す。ぜひこの機会に警察当局と税務当局が、暴
力団課税について情報の交換、密接な連絡、そ
して適正な徴収、それらについて遺憾ないよう
に期せられたいと思ひます。適当な時間をおいて、そ
の御相談の結果をまた伺いたいと思ひます。

次は何いですが、本委員会が昨年所得税法第六
十一條三項の規定が所得税法改正によつて設けら
れました。これが俗に言うところの不動産のあつ
せん調査義務の問題であります。私はこの当時大
蔵委員会でごさいました。本委員の質疑応答
を聞いてみますと、全く簡単な条文でございま
すので、同僚諸君もそのまゝにして質疑応答がな
かった、こういう話であります。最近におきま
して宅建業者が非常にこの問題について事情を
知らなかつたといふことで激昂いたしまして、大
会をも開き、そしてわれわれ国会議員のところ
にもたくさん陳情がまいておるわけでありま
す。私も当時の経緯並びにこの法文をつぶさに
検討してみましたが、まず第一に非常に遺憾だ
と思ひれることがあります。それは、少なくとも
こういふような業界全般に影響のあることであり
ます。通常あり方として、それぞれの
関係のセクションとしては、業界の事情を非公式
に聴取するなりあるいは所管省の意見聞くなり
して、そうして徴税に円滑を期するといふのが
あたりまえのことです。ところが、本件
に關しては何らそのようない事実がなく、法律
が通つてから、業界は全く寝耳に水というわけ
でびっくりぎょうてんをしてたいへんな話になつ
ておるわけでありました。少なくともこの法律の是
非を論ずる前に、主税局なりあるいはそのほかの
関係部局として手続に欠ける点があつた、こうい
ふ点を考慮するのであります。これが第一に御反省
を願ふなければならぬ問題であります。これにつ
て御意見を伺いたす。

第二番目に私が問題にいたしたいと思ひますの
は、この業界の事情といふものが全然わかつてい
なかつたのじゃないかといふことであります。い
まなら、おそらくこれほど話題になつております
から御存じだと思ひますが、いわゆる不動産
業者といふものは全国にたくさんあるものであ
りますけれども、そのうちで正規に届け出て正規
に営業してゐるのは三〇%と推定されるわけ
であります。しかも法律の条文におきましては、
その正規の宅建業者のみ――まさしく、の
み、この届け出義務を課しておるわけでありま
す。したがつて、あとの七〇%のいわゆるもぐり
はこの法律から抜け出ておる。したがつて、よく地
方行政を三割行政といふのですが、まさに三割行
政である。しかもその三割の諸君に一月三十一日
までにこの二百万円以上の取引売買についてはつ
ぶさにそれを報告しろと書いてある。そうする

と、その報告をすることを、不当な届け出してい
ない業者はそれで免れ、三割の人々が届け出を強要
される。それによつて、届け出をしなかつた場合
には処罰がある。この法文の是非を論ずるもう一
つ前に、まず一体この法律が公平に、そして業界
の実態に應じて適正に行なわれる可能性を検討し
たかどうかといふことが、私の第二番目の非常に
粗漏であつたのではあるまいかと思ひます。

いろいろ質問はありますが、お忘れになります
からまず二つだけ伺ひます。

○吉國説明員 ただいまお尋ねのございました不
動産売買のあつせん調査の問題でございますが、
横山先生は当時大蔵委員会においでになりました
で審議の過程等は御存じない、私も実はいなか
つたので存じておりませんけれども、御承知のと
り従来の所得税法の六十一條におきましては、法
人が不動産を賃借したまたは譲り受けました場合
の対価の資料の提出義務があつたわけでありま
す。しかるに、個人の同様の対価に對しての支払
い調書の提出義務が欠けておりました。實際問題
といたしまして、不動産の譲渡所得の課税におき
ましては、いろいろの問題があることは御承知だ
と思ひます。個人の譲渡所得の課税の際にいろ
いろな間接手段が講ぜられてゐるといふのも事實で
ございします。そういう意味で、個人の支払い調書
はとれないといふことが不動産の譲渡その他の取
引の課税をかなりゆがめてゐるといふ事実がござ
いします。個人からの支払い調書を徴収するとい
ふことが必要になつたわけでありまして、それ
も、いかんせん、個人の個人の事務能力その他が
支払い調書を提出するに十分ではないという認識
がございします。で、営業としてこれらの取引に
関与いたしました不動産業者から協力を得て課税
の適正を期したいという趣旨で、六十一條にあつ
せん調査の創設を提案いたしました。ここで御賛
意をいただいたわけでありまして、その際もちろ
ん建設省当局等とも打ち合わせをいたしておりま
す。またいま御指摘のございましたもぐり業者の

問題もあつたわけでありまして、これも御案内
のとおりでございまして、宅地建物取引業法にお
きましては、無登録業者を厳に取り締めることにな
つております。その場合、無登録で宅地建物の
取引を業として行なつた者は三年以下の懲役また
は三十万円以下の罰金というようない規定がある
らうでございまして、さういふ法律の一方にござ
いますことを考えますと、所得税法としては、他
の法律とのいわば矛盾を避けるために一部の無登
録業者といふものについてはこれを規定せずに、
正規の業者を規定したといふ事情がございします。
その点についてのいろいろの問題も、私もよく
存じておりますが、この支払い調書の提出の趣
旨等は、十分当委員会でも御了承を得てゐること
と思ひます。

そこで、実はこの法律についていろいろ御要望
もあり、問題点も指摘されておりますけれども、
ただいま先生おっしゃいましたとおり、すでに一
月三十一日の期限というものは法律上到来して
おるわけでありまして、今回の提出といふこと
につきましては、おそらくもう御協力いたしてい
ることと思ひますけれども、この際、一そう
の御協力をお願いしたい、かように考えておるわ
けであります。

○横山委員 私の言つてゐることにちつとも答
えてないじゃないですか。業界に、この問題につ
いて相談をしてない。これは決してしなければなら
ぬ義務があるというわけではない。しかし、いま
まであなた方は納税が適正に行なわれるようにと
いう意味において、大体なさつてゐる。なぜこれ
だけしなかつたかといふことについて答へがな
い。第二番目に、どうもいづれのものあなたに似合
わずに、答へがあまりならぬからじゃないわけであ
らう。事情をよく御存じだと思ひます。三割の人
たちには出せ、七〇%の人にははつておく。それ
なら三割の人よりもやみ業者の育成法になるじゃ
ないか。それなら正規に登録しておるよりも、幾
らも、七〇%もあるんだから、そつちでやつたほ
うがいいというやみ業者の育成法になるじゃない
か。先ほど、テラ銭課税で、不法な所得であつて

も課税するという原則を貫いたわけですね。この税法は不法な業者だけははっておいて、そして適正に適法に届け出て適法にやっている人たちはたけをねらい撃ちをする。しかもそれはたつた三割ではないか。こういうことについてあなたの答弁がきわめて不十分で、もともといていらつしやるのはどういうわけですか。腹の中では、ちよつとまずかつたなと思つてゐるのではないのですか。私は、一月三十一日はもう過ぎたから、これを旧に復せといふつもりは、国会議員としてはありません。ありませんけれども、これからの問題について、何かやはり考え直すべき問題ではないかと思つてゐるのです。

そこでもう一つ伺いたいのですけれども、大納税者は、納税に關していかなる書類を提出する義務があるかということです。これは何のために提出させるのですか。本来これは、売つた人、買つた人の利益を把握するために提出させるのでしよう。私はそうだと思つてゐる。宅建業者があつせん調書を出すのは、自分の利益を見てもうために出すわけではないわけですね。どうですか。○吉國説明員 ただいまお尋ねの点でございすが、このあつせん調書を提出するといふことをお願いしております趣旨は、仰せのとおりその不動産売買あるいは賃貸事実による所得把握をするといふこととでございます。

○横山委員 そつすると、本来この件に關する限りは自分が納税者でもない者が、ほかの納税者の利益のために所得のために自分が出さなければならぬ、どこにそういう法律的義務がありますか。これはいま法律になつてゐるが、私はさかのぼつて、本来的に調書提出の義務が、どうして納税者でない者がそういうものを出さなければならぬのか、その義務が憲法上ありますか。

○吉國説明員 これはよく御承知のとおりでございますが、現在の税法におきましては一定の納税義務者の所得の資料といたしまして取引の相手方、取引あるいはそれに金銭支払い義務のあつた者とか、そういう取引關係者に対して、質問

検査ができるという規定を置くのが普通であります。そうしてただそれを個々に行ないます場合、一般的にその事務と關連をいたしまして支払調書を出していただくという場合と両方あるわけでございます。このあつせん調書の場合、その取引のあつせんにあたりました取引に關係いたしましたあつせんの勞をとつた業者に對して營業として關与した者に對して一般的に調書を出していただくという趣旨のものでございまして、一般の他の質問検査等と同様の性質のものである次第でございまして。

○横山委員 それは詭弁ですよ。少なくとも質問検査といふものは、たとえば横山から横山の所得を把握するために横山から書類を出させる、そこまではいいでしょう。關連業者として山中商店なり坊商店に對して質問検査をするといふことも許される。けれども當然のことのように山中株式會社、坊株式會社から法律上の調書を出させる、といふことは、どこにも書いていませんよ。しかもこれを許すならば、じゃ弁護士にもあつせん調書を出させなさい。弁護士にもやらせなさい。ほかの中小企業にも同じようなことをやらせなさい。どこに一体その法律的義務がありますか。どこに憲法上根拠がありますか、どうですか。あなたがいま法律を見なければならぬようにあなたは頭の中につて、これはいかに、えらい質問を受けたと思つて、あつて探してゐるじゃないですか。ほかの法律で、正規の納税者でない人間、その人間がこういうような書類を出さなければならぬ義務は、前例はどこにありますか。

○吉國説明員 ただいま御指摘のとおり、支払い調書につきましては全面的に質問検査の対象となる人全体に對して支払い調書提出の義務を課するといふことはございせん。しかしそのうちでその取引の実態等から見て、一般的に提出が可能なる者、たとえば一番いい例はここに、六十一条に並んでおりますが、公社債利子の支払い者であるとかその者の取引が直ちに所得に最も直接に結びつく場合であるとか、あるいはその業態から申しま

してその支払い調書提出することが多くの便宜のある者、そういう者が——そういう言い方は悪いかもしれませんが、法律上選択されまして、支払い調書の一般の提出義務といふものが定められておると考えられておるわけでございます。もちろん一般的に支払い調書の提出義務は規定しなくとも個々の場合に、いま御指摘がございましたように横山商會の調査のために山中商會にいくという場合ももちろんございすけれども、たとえば個々の仕入れとかそういうような場合にまで一般的に支払い調書を提出するといふことはやめておりましたが、譲渡所得のようになり、その譲渡自体で所得がはつきりするといふようなものについては、例としてでも考えられることとでございます。そういう意味でこの趣旨の提案をいたしまして御了承を得た、かように考えておるわけでございます。

○横山委員 もしかういふ論理が許されるならば、先ほど来出た弁護士も個々の事件でそれだけもらつたか、あれだけもらつたか、原告、被告の民事の調停その他全部調書を出さなければならぬことになる。一般中小企業だつて同じことが言えるわけですね。そういうことを税務署に對して法定書類として提出する。納税者が課せられておる義務といふものは制限してあるわけですね。税務署は納税者に対していかなる書類を提出する義務、權利を課しておらないわけですね。もしもこれが當然のことのうちに、これはあたりまえのことですといふならば、次から次へ法律がかかる書類の提出義務、しかも自分の所得の問題ではない、人の所得の問題でその關係の書類を提出する義務を法律的に課せられるといふことが進みましてならば、納税者の權利といふものはきわめて阻害される、こう思ふのです。しかも宅建業法によつて宅建業者は台帳の整備の義務が課せられておるわけですね。もし必要ならば台帳が整備されておるのだから台帳を見ればいいでしょう。それを税務署の單なる御都合主義、便利主義でその取引の実績について逐一報告をしろ、「あつせんをなした不動産の売買に係る

對価の支払を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所その年のあつせんに係る不動産の取引金額等々逐一出せといふのはこれはいささか越權行為である。われわれは国会議員としてこの条文が税法上、憲法上いかなる影響を及ぼすかといふことについていささか検討不十分であつたきらいがあるのですけれども、こういうようなやり方が次から次へと税務署の利便によつて、税務署の御都合によつて調書提出義務を法律上課せられていくといふことは、納税者の權利にとつて非常に阻害されるおそれがある。どうですか横山さん、あなたは人民の權利を守る立場として常にけんけんがくがくの議論を法務委員會でやつておられたのでありますから、民衆の權利、民衆の責任といふものについてあなたの御意見を聞かしていただきたい。

○綴治政府委員 私はどうも税法のことはあまり詳しくないものだから、嚴格に言われると困るのですが、私の法律家としての常識から申しますと、いろいろの場合にいろいろの提出の義務を課しておるものがあるように思ひます。捜査上において、それから各官庁間において書類を出せと要求する權利はある。それに従わなければある程度の制裁を食はせておるといふものもいふんございす。そういうことでやつたのじゃないかと思ふのですが、弁護士の場合は、弁護士の業務というものは人の秘密をあずかる仕事なのです。それだから原則として弁護士の業務は秘密を守らなければならぬ。ただし何か個々のものに對して差し押えされたり、捜査状でやられればしかたがないと思ふのです。問題はそういう弁護士の秘密の問題と、いまいち不動産周旋業者のあれと同等であるかどうかといふところできまると思ふのです。その点で私はちよつと違ふのじゃないかと思ふのです。あなたとここでいま論争して、どうも確実に述べただけの力を私は持ちません。それからもう一つ、私はこの点に對してこの間陳情も受けましたので、少しふに落ちぬところがあつたから当局と話をしてみたのですが、そ

れもあなたの言われるように、こういうことは申告の義務はないのだ、これは憲法違反だ、こういへばもう何もかも消えていってしましますが、問題はこれには義務を課しておるが、ほかのもぐり業者には義務を課しておらぬじゃないか、そうすると登録した者がばかをみるじゃないか、この点なのです。私はそれを調べてみたのですが、もぐり業者にはかつてなことをしていいというのじゃないのです。もぐりでやつたら、これも科料に処せられるのだそうです。けれども大ぜいおるものだから、もぐりのほうに手が届かぬものだから、登録のほうにやけいられるから登録者はばかをみる、こういうことになるのです。これはどうしても訂正せねばいかぬと思うのです。そこで訂正するからといって、現在の法律を直していまの人々が申告せぬでもいいというところがいいのか、もぐり業者をそのままにしておくというところがいいのか、これを考えてみると、もぐり業者をほっておくというところは悪いことだと私は思う。だからこの法律ができた以上は、もぐり業者はどこまでも摘発して、そしてもぐりのないようにこれをやらなければならぬ。

もう一ついでだから申し上げます。ところが、そこまで考えてみたのですが、ただども売買したものはなるべくこれは申告してもらいたくないのです。実際はそうでしょう。だから業者のところにに行けば申告されるから、もぐりのところに行こう、こういうこともまた考えられるのです。これも防がなければならぬ。そうするとすれば、やっぱりどこまでももぐりのないようにやること、そして納税はできるだけ安くして、売買した者がそういうことをされることをきらわれぬようにすることが政治上の一番の眼目じゃないか、こう私は考えております。

○横山委員 たいへん常識豊かなあなたのお話だと思ふのです。まことに傾聴に値します。ただあなたもことはなかつたけれども、この法律がいささか検討不十分で政府としても出されたということとを暗にお認めになつていらつしやると思うので

す。私も、去年できたばかりの法律ですから、これを即刻やめてしまふということは議会の權威にも多少關係があるとは思ふけれども、あなたの根拠になつてゐる本来これはちよつとまずかつたというふうな気持ちに共感を与えられるならば、あやまちを改むるにははかることなかつたということがあるのです。ですからこれはほんとうにまだ不十分な問題だ、将来やらなければならぬにしても、公平な課税を期することは困難であるということならば、一べんひとつせひお考え直しを根本的にしてもらいたい。このままでは課税の公平は期せられない。正規の業者は損をするということなんです。あなたは暫定的な解決として、もぐり業者を徹底的になくすること、それから正規の業者の税金をなるべく安くすること、なるべく安くすること、これはきつめて含意のある話だと思ふのです。ばくはこの点についてはもう一べん鍛冶さんの意のあるところをよく確かめて、そして納得のできるような方法を一べん講じたいと思うのです。どうですか。

○鍛冶政府委員 私がいま考えたようなことを現行の法条でできぬという結論になければ、これは何か考えなければならぬと思ひます。その点はひとつ十分検討して善処したいと思ひます。(かじは熱いうちに打てと呼ぶ者あり)

○横山委員 それでは熱いうちに打てといふから、さつそく後刻現行法を修正するか、現行法でできる方法があるかといふことをひとつ御相談いたしたいと思ひます。

それでは次の質問に移ります。次は中小企業の課税の問題であります。少し前の問題が時間がかかりましたので、簡単に要点について御質問したいのですが、あつせん調書の問題でもさうであります。が、中小企業が常に言つてゐますことは、要するにわれわれが法律を直して法人税なりあるいは所得税を安くしても、実際は税務署の窓口行政によつて、さじかげんと彼らは称してあります。が、さじかげんによつてどうにもならぬという行政上の不満、行政上の不服というものが常に絶え

ないのであります。その点について私は一、二の質問をしたのであります。最近反面調査といふことが行なわれる。オーソドックスにたとへば青色なら青色の帳面を調べて更正並びに決定をするときには、青色の帳面が間違つておるといふところから始まつていかなければならぬ。帳面からずつと取引業者を調べるといふのがオーソドックスなやり方でありまして、反面調査及び基幹調査とも申します。が、反面調査は、まず某会社をやるについては周囲から攻め立てていく。まづ某のところへ行かなくて、周囲から調べて、そして証拠をつくつて某会社へ行くというやり方が非常に最近が多い。それからもう一つは、業界調査といふ方式をおとりになつたさうであります。が、たとえばいま出ました宅建業者を例にしまし

よう。宅建業者はどのくらいもうけておるかといふことを調査するために、その中で適当に、あいつがよからう、横山という業者がよからうといふふうにきめて、そこを周密に徹底的に調査をする。かつて私が名古屋のウナギ屋を例にしてその実態をお話したことがあるのですが、その業者は立つ顔があつたとなかろうと、そんなことは言ひならは關係ない。まずそこをモデルにして調査して、そこでその業界の実態を十分に知つて、効率表、標準率表をつくつて、宅建業者全般の帳面づらの所得の大体のモデルをつくるというやうなやり方が行なわれておる。そうなりますと、一体税務署の税務調査のやり方といふものは、何でもできる、いかなる方法でもやれるといふことになつてしまふわけでありまして、そもそも本委員会

がしばしば言つておられますように、質問検査権、所得税法、法人税法及びその他の法律による質問検査権なり令状をもつて行なう調査等には、抽象的ではあるけれども一つのリミットと云ふものが實際の窓口においては何にも教育されてないの底にあるまいか。青と白との調査の違いも十分に徹底してないのではないか。本来的に、帳簿を調べて帳簿の間違ひから始まつて、ずつと調査して

いくというオーソドックスな方法はどうもやりにくい、だから反面調査から調べていけ、基幹調査でモデルの業者を取つかまえてそこを調べて、それで大体当てはめていけたらどうだ、そういうやり方にこのごろはいつてゐるのではないか。私はかねがね税務調査は合理的に、科学的に言つておるのであります。が、その合理的、科学的といふことが、税法に定められておる質問調査その他の調査の限界を越えて行なわれては断じていけないのである、こういうことを私は申し上げたいのであります。ひとつそれらについて御答弁願ひたい。

○喜田村説明員 まず反面調査の問題でございますが、現在税務の調査をやります場合に、すべていきなり反面のほうから、取引先のほうから調査をやるといふたやうな調査はやつておりません。やはり原則としては当該納税者につきまして、帳簿なりあるいは在庫といふたものを調べまして、それについて必要がある場合には取引先に行つて反面調査をする、こういう調査をやつております。ただ、申告書を分析してみると、あるいはいろいろ提出された資料を分析してみると、かなり脱漏があるのではないか、これは取引先も十分調べなければならぬ、こういうたやうな調査事案にぶつかる場合もございます。そういう場合には、あるいはいきなり反面調査から着手するといふこともあるかと思ひますが、原則としては納税者の調査からまず始めていく、帳簿の調査から始めていく、こうした方法を原則としております。

それから、いろいろモデル調査とおつしやいましたが、単に業態を調べるために質問検査権である特定の業者を調査してみる、それを集めて効率なり標準率をつくる、こういうたやうな調査が行なわれてゐるのではないか、こういうお話でございますが、現在の調査はやはり当該納税者を調査するといふことを第一にいたします。したがういふ、そのためにどの納税者を調査すればいいかといふことをいろいろ選定いたしましたして、その

当該納税者に調査をするわけであり。その結果かなり詳しく調べられた、これでたとえば売り上げの差益なりあるいは純益率、たなにおろしの回転率、そうしたものがはつきりつかめたというような課税調査実績が出てきた場合には、それをその業態の基準的なものとして考える。したがって、それを中心にたとえば標準率、効率をつくるという結果としてあるわけでございますが、ただそれだけのために調査をするというふうな調査ではなくて、その詳しく調べた結果がそれらのものを利用して、こういふたような現在の調査のやり方になっております。したがって、最後におっしゃいましたように、質問検査権で何でもできるのではない、そうしたような運用が実際に行なわれているのじゃないかという御質問でございますが、条文では納税者を調査するために「必要があるときは」といふた必要がないのに何でも調べられるといったことは、質問検査権としては逸脱しておるわけでございます。ただ、その「必要があるときは」といふことを、具体的に「一々どのような場合にはどのような調査までできるか」といふことを列記するということが、現在の調査があらゆる形態、具体的な形としてはいろいろな形であられる、そういうものを全部具体的な形で列挙するということはできないので、そこは「必要があるときは」といふ抽象的な文句にいたしました。ただ、その運用が良識をはずれた判定になる、あるいは個々の担当者の抽象的な、恣意的な判断になることのないように、十分その運用につきましても良識を持って運用する。前のいくつかの質疑のときにも、税務署側からお答えいたしましたように、そのところは税務職員個々の良識にまづ。したがって、その良識の涵養ということにつきましては、当面いろいろの教育なりあるいは指導ということを通じてそうした良識の涵養につとめるわけでありますが、そうした良識的な運用をはかっている、こうしたような指導を現在やっております。そのために行き過ぎた調査というふうなことをな

いように十分指導をしておるところでございます。以上十分に十分指導をしておるところでございます。

それを運用するための良識というものを教育していく、こういった方法で行き過ぎないようには担保する、これより現在のところ方法がないんじゃないか、こういったふうに考えております。

は、当該銀行は全面的に協力をしなければならぬ、こういったふうに指導をしております。

○横山委員 私は国税庁の出される私の目にとまる書類あるいはそのほかのいろいろなものについておるわけですが、その中で、私の言う税務調査の限界なり税務職員の調査における限界というものについて指示をしたということは、不敏にしてあまり見たことがないのであります。あなたがいまここでおっしゃる通りに、必要によりとかあるいは良識とかいふような意味はあるけれども、しかしながら、質問検査権とは、こういう法律的根拠によつてこまではできるけれどもここから以上はいかないぞとか、あるいは乱用とはどういふことなのかというようにして税務職員を教育し、そして逸脱行為のないように具体的に指示したという文書をまだ見たことがない。だからいかぬと私は言うのです。そのところはむしろかしいことではあるけれども、納税者の今日の不満、不平からいって、ひとつあなたのほうで、税法上にきめられておる税務調査の限界、税務調査はこまではいいけれどもここから以上はいかない、そして段階はいろいろものがあつていろいろものになるのだというふうなことを傘下職員に対して一べんはつきりさせたらどうか、こう思いますが、いかがですか。

○高橋(俊)政府委員 国税庁のほうからお答えしてもいいのでありますが、銀行局といいたしましては一般的な預金の秘密性ということを全然無視するということわけにはいきません。しかし、税の徴収の公正を期するという立場からは、具体的な案件について調査の令状が出される、それを持って銀行に調査に来られた場合には全面的にこれに協力する、そういう態度でございます。ただし、そういう令状と関係のないものについては、進んで協力しなればならぬというのでは、やはり一般的な預金の秘密性というものが、これはいいかどうかかわかりませんが、私どもとしては当面の間預金の秘密性というものはかなり重要視されなければならぬ。資本の蓄積をはかるといふ意味からいって非常に長い間の慣行であり、また世界的にもそのような預金の秘密性が保たれているということに無視するわけにはいきません。そこでいまお話ししましたように、具体的な案件について令状が出されて、特定の案件について調査を行なう場合には、当該銀行は全面的に協力をしなければならぬ、こういったふうに指導をしております。

○横山委員 令状を持ってきたときに全面的な協力であり、そのほかの場合には進んで協力する必要がある、その進んでという意味はどういう話でありますか。普通の調査の場合、一般の調査の場合に、たとえば横山商店について架空名義の預金がありましかつかなんとか言つてきた場合における態度を聞いています。

○高橋(俊)政府委員 税務署長の、質問するための証書を持ってきた場合にはお答えするが、そうでない場合にはお答えすることもない……。

○横山委員 税務署は署長の証書なんか持つてこない、税務署の職員であるという表示はしますか。

○高橋(俊)政府委員 その事案について質問をするんだ、そういう意味での証書はこちらのほうから……。

○横山委員 銀行局長、大体こういうことになるのです。横山商店の架空名義はありませんか。ありませんね。ないはずはありませんよ、お出しにならなければ令状を持てますよ。こういうことですね。それで、いや、ないと思ひますが、いや、ないはずはない。どこで調べたかわからないが、ないはずはないと銀行の支店長の前にすわつて数時間おる。そうすると銀行としては困るということになって、そうして協力せざるを得ない。その協力というものが、ほんとうの架空名義が横山商店にあるのかないのかわからないが、とにかく居直られては協力せざるを得ない、そういう雰囲気ですね。それをどう思ひますかということですね。

○高橋(俊)政府委員 これは要するに国税庁側との協定といひますか、話し合いに基づきまして、法人税の調査などの場合、どうしても銀行預金を調べなければつかぬ、こういう場合には、いま変だとおっしゃいましたが、税務署のほうから調査証という……。

○高橋(俊)政府委員 国税庁のほうからお答えしていただいてもいいのでありますが、銀行局といいたしましては一般的な預金の秘密性ということに全然無視するということわけにはいきません。しかし、税の徴収の公正を期するという立場からは、具体的な案件について調査の令状が出される、それを持って銀行に調査に来られた場合には全面的にこれに協力する、そういう態度でございます。ただし、そういう令状と関係のないものについては、進んで協力しなればならぬというのでは、やはり一般的な預金の秘密性というものが、これはいいかどうかかわかりませんが、私どもとしては当面の間預金の秘密性というものはかなり重要視されなければならぬ。資本の蓄積をはかるといふ意味からいって非常に長い間の慣行であり、また世界的にもそのような預金の秘密性が保たれているということに無視するわけにはいきません。そこでいまお話ししましたように、具体的な案件について令状が出されて、特定の案件について調査を行なう場合には、当該銀行は全面的に協力をしなければならぬ、こういったふうに指導をしております。

○横山委員 令状を持ってきたときに全面的な協力であり、そのほかの場合には進んで協力する必要がある、その進んでという意味はどういう話でありますか。普通の調査の場合、一般の調査の場合に、たとえば横山商店について架空名義の預金がありましかつかなんとか言つてきた場合における態度を聞いています。

○高橋(俊)政府委員 税務署長の、質問するための証書を持ってきた場合にはお答えするが、そうでない場合にはお答えすることもない……。

○横山委員 税務署は署長の証書なんか持つてこない、税務署の職員であるという表示はしますか。

○高橋(俊)政府委員 その事案について質問をするんだ、そういう意味での証書はこちらのほうから……。

○横山委員 銀行局長、大体こういうことになるのです。横山商店の架空名義はありませんか。ありませんね。ないはずはありませんよ、お出しにならなければ令状を持てますよ。こういうことですね。それで、いや、ないと思ひますが、いや、ないはずはない。どこで調べたかわからないが、ないはずはないと銀行の支店長の前にすわつて数時間おる。そうすると銀行としては困るということになって、そうして協力せざるを得ない。その協力というものが、ほんとうの架空名義が横山商店にあるのかないのかわからないが、とにかく居直られては協力せざるを得ない、そういう雰囲気ですね。それをどう思ひますかということですね。

○高橋(俊)政府委員 これは要するに国税庁側との協定といひますか、話し合いに基づきまして、法人税の調査などの場合、どうしても銀行預金を調べなければつかぬ、こういう場合には、いま変だとおっしゃいましたが、税務署のほうから調査証という……。

○横山委員 令状を持ってきたときに全面的な協力であり、そのほかの場合には進んで協力する必要がある、その進んでという意味はどういう話でありますか。普通の調査の場合、一般の調査の場合に、たとえば横山商店について架空名義の預金がありましかつかなんとか言つてきた場合における態度を聞いています。

○高橋(俊)政府委員 税務署長の、質問するための証書を持ってきた場合にはお答えするが、そうでない場合にはお答えすることもない……。

○横山委員 税務署は署長の証書なんか持つてこない、税務署の職員であるという表示はしますか。

○高橋(俊)政府委員 その事案について質問をするんだ、そういう意味での証書はこちらのほうから……。

○横山委員 銀行局長、大体こういうことになるのです。横山商店の架空名義はありませんか。ありませんね。ないはずはありませんよ、お出しにならなければ令状を持てますよ。こういうことですね。それで、いや、ないと思ひますが、いや、ないはずはない。どこで調べたかわからないが、ないはずはないと銀行の支店長の前にすわつて数時間おる。そうすると銀行としては困るということになって、そうして協力せざるを得ない。その協力というものが、ほんとうの架空名義が横山商店にあるのかないのかわからないが、とにかく居直られては協力せざるを得ない、そういう雰囲気ですね。それをどう思ひますかということですね。

○高橋(俊)政府委員 これは要するに国税庁側との協定といひますか、話し合いに基づきまして、法人税の調査などの場合、どうしても銀行預金を調べなければつかぬ、こういう場合には、いま変だとおっしゃいましたが、税務署のほうから調査証という……。

○横山委員 令状を持ってきたときに全面的な協力であり、そのほかの場合には進んで協力する必要がある、その進んでという意味はどういう話でありますか。普通の調査の場合、一般の調査の場合に、たとえば横山商店について架空名義の預金がありましかつかなんとか言つてきた場合における態度を聞いています。

○高橋(俊)政府委員 税務署長の、質問するための証書を持ってきた場合にはお答えするが、そうでない場合にはお答えすることもない……。

○横山委員 税務署は署長の証書なんか持つてこない、税務署の職員であるという表示はしますか。

○高橋(俊)政府委員 その事案について質問をするんだ、そういう意味での証書はこちらのほうから……。

○横山委員 銀行局長、大体こういうことになるのです。横山商店の架空名義はありませんか。ありませんね。ないはずはありませんよ、お出しにならなければ令状を持てますよ。こういうことですね。それで、いや、ないと思ひますが、いや、ないはずはない。どこで調べたかわからないが、ないはずはないと銀行の支店長の前にすわつて数時間おる。そうすると銀行としては困るということになって、そうして協力せざるを得ない。その協力というものが、ほんとうの架空名義が横山商店にあるのかないのかわからないが、とにかく居直られては協力せざるを得ない、そういう雰囲気ですね。それをどう思ひますかということですね。

○高橋(俊)政府委員 これは要するに国税庁側との協定といひますか、話し合いに基づきまして、法人税の調査などの場合、どうしても銀行預金を調べなければつかぬ、こういう場合には、いま変だとおっしゃいましたが、税務署のほうから調査証という……。

○横山委員 令状を持ってきたときに全面的な協力であり、そのほかの場合には進んで協力する必要がある、その進んでという意味はどういう話でありますか。普通の調査の場合、一般の調査の場合に、たとえば横山商店について架空名義の預金がありましかつかなんとか言つてきた場合における態度を聞いています。

○高橋(俊)政府委員 税務署長の、質問するための証書を持ってきた場合にはお答えするが、そうでない場合にはお答えすることもない……。

○横山委員 税務署は署長の証書なんか持つてこない、税務署の職員であるという表示はしますか。

○高橋(俊)政府委員 その事案について質問をするんだ、そういう意味での証書はこちらのほうから……。

○横山委員 銀行局長、大体こういうことになるのです。横山商店の架空名義はありませんか。ありませんね。ないはずはありませんよ、お出しにならなければ令状を持てますよ。こういうことですね。それで、いや、ないと思ひますが、いや、ないはずはない。どこで調べたかわからないが、ないはずはないと銀行の支店長の前にすわつて数時間おる。そうすると銀行としては困るということになって、そうして協力せざるを得ない。その協力というものが、ほんとうの架空名義が横山商店にあるのかないのかわからないが、とにかく居直られては協力せざるを得ない、そういう雰囲気ですね。それをどう思ひますかということですね。

○高橋(俊)政府委員 これは要するに国税庁側との協定といひますか、話し合いに基づきまして、法人税の調査などの場合、どうしても銀行預金を調べなければつかぬ、こういう場合には、いま変だとおっしゃいましたが、税務署のほうから調査証という……。

○横山委員 令状を持ってきたときに全面的な協力であり、そのほかの場合には進んで協力する必要がある、その進んでという意味はどういう話でありますか。普通の調査の場合、一般の調査の場合に、たとえば横山商店について架空名義の預金がありましかつかなんとか言つてきた場合における態度を聞いています。

○高橋(俊)政府委員 税務署長の、質問するための証書を持ってきた場合にはお答えするが、そうでない場合にはお答えすることもない……。

○横山委員 税務署は署長の証書なんか持つてこない、税務署の職員であるという表示はしますか。

○高橋(俊)政府委員 その事案について質問をするんだ、そういう意味での証書はこちらのほうから……。

○横山委員 銀行局長、大体こういうことになるのです。横山商店の架空名義はありませんか。ありませんね。ないはずはありませんよ、お出しにならなければ令状を持てますよ。こういうことですね。それで、いや、ないと思ひますが、いや、ないはずはない。どこで調べたかわからないが、ないはずはないと銀行の支店長の前にすわつて数時間おる。そうすると銀行としては困るということになって、そうして協力せざるを得ない。その協力というものが、ほんとうの架空名義が横山商店にあるのかないのかわからないが、とにかく居直られては協力せざるを得ない、そういう雰囲気ですね。それをどう思ひますかということですね。

○高橋(俊)政府委員 これは要するに国税庁側との協定といひますか、話し合いに基づきまして、法人税の調査などの場合、どうしても銀行預金を調べなければつかぬ、こういう場合には、いま変だとおっしゃいましたが、税務署のほうから調査証という……。

○横山委員 令状を持ってきたときに全面的な協力であり、そのほかの場合には進んで協力する必要がある、その進んでという意味はどういう話でありますか。普通の調査の場合、一般の調査の場合に、たとえば横山商店について架空名義の預金がありましかつかなんとか言つてきた場合における態度を聞いています。

○高橋(俊)政府委員 税務署長の、質問するための証書を持ってきた場合にはお答えするが、そうでない場合にはお答えすることもない……。

○横山委員 税務署は署長の証書なんか持つてこない、税務署の職員であるという表示はしますか。

○高橋(俊)政府委員 その事案について質問をするんだ、そういう意味での証書はこちらのほうから……。

○横山委員 銀行局長、大体こういうことになるのです。横山商店の架空名義はありませんか。ありませんね。ないはずはありませんよ、お出しにならなければ令状を持てますよ。こういうことですね。それで、いや、ないと思ひますが、いや、ないはずはない。どこで調べたかわからないが、ないはずはないと銀行の支店長の前にすわつて数時間おる。そうすると銀行としては困るということになって、そうして協力せざるを得ない。その協力というものが、ほんとうの架空名義が横山商店にあるのかないのかわからないが、とにかく居直られては協力せざるを得ない、そういう雰囲気ですね。それをどう思ひますかということですね。

○横山委員 その協定書を一ぺん読んでくださいますか。

○高橋(俊)政府委員 協定書というふうなものでございませぬ。

○横山委員 何ですか。

○高橋(俊)政府委員 税務当局とこちらの側との……いってみれば国税庁の内部指導の秘密文書だ、こう考えてもいいのですが、それには税務署長が必ず調査証というものをその署員に携行させるので、税務署長が発行する調査証を提示する、そういうことになっておるのです。ですからそれがなければお答えしませぬということですが、

○横山委員 それじゃ喜田村さんでもいいのですが、私には調査証とか税務署長のあれというのがよくわからないが、こんなものは秘密文書じゃないと思うので、それこそ正々堂々と明らかにして、どういふふうになっているから納税者も了解してもらいたい、はつきり公開してください。

○喜田村説明員 文書の形式といたしましては、国税庁長官から各国税局署に對しまして出しました秘密の通達ということになっておりますが、その内容を申し上げますと、先ほど御質問のありましたように質問検査権ということでも何でもできる、形式的には必要であるという各調査官の認定によつて何でも調査ができるということ、あるいは預金の秘密という別な社会的な要請とどこで調整するか、この限界を内部で指示した通達でございます。その中身は、一つは納税者を調べまして、取引銀行について調査しなければ法人の経理の実体がわからないという場合には銀行調査をやる。そして銀行調査をやる場合には各担当者だけの、各税務署員なり調査官の個々の判断というだけじゃなくて、税務署長が必要を認めただといふことを証明するために、税務署長が発行する調査証というものを携行してまいりまして、これを提示する、こういうふうな調査のやり方を銀行調査についてやるという、そうした指示の文書であります。

○横山委員 それじゃ本件も、先ほど委員長にお

願いました小委員会で取り上げていただきたいと思ひます。

時間がまいましたのであとの御質問は要点だけ申し上げますから、きょうお答え願えなければ後日でもよろしいのですが、問題点だけ申し上げますと、先般私はいろいろ体験をいたしました。一流の場所では借家に入居する人が立ちのきを請求されて、立ちのきをやるかわりに三流のところの土地建物を上げるからかわつてくれというわけがかわつたわけでありまして、その場合は、申すまでもございませぬが、立ちのき料と土地建物とは大体同額でございます。しかしながらこれは租税特別措置法による交換譲渡の特例が適用されないという判断が国税庁でなされた。私も少し法律を見てみたのでありますが、なるほど現行法規においてはやや困難であるという点についてはわかりました。

わかりました。が、実体問題として立ちのき料及び借家権というものが厳格として社会慣習になつているときに、この適用がなされないとするならば、現在の法規において間違ひがあるのではないかと、この判断をいたしましたわけでありまして、簡単であります。御意見を伺いたい。

○吉田説明員 ただいま御指摘がございました、借家権に對して借地権あるいは土地等に認められておると同様の借家権の特例が認められていないのではないかと、いろいろお話をさせていただきます。現行法規にはそのようになっております。これは、いま先生殿として確立しておるとおっしゃいましたけれども、借家権につきましても、借地権は取引その他において資産性が認識されていらない点があるということも事実でございます。たとえば、現在税務でございまして、借地権につきましては、借地権を無償で譲渡を受けておるといふ場合には、贈与税を課するといふようなことをやります。が、さらに借地権に強い資産性を認めまして、買いかえの特例を認めております。しかし、借家権につきましても、一般的にそのようなことをする段階ではない。借家権の価格というものが、実際上は非常に違つておりますし、借家権の収受が実

際に行なわれていない場合も多いわけでございます。現在のところは、税務取り扱いをいたしましては、借家権は実際収受されたときに、個別の課税関係が起るという見方をいたしております。

て、租税特別措置におきまして買いかえを認めました際も、そういう意味から申し上げますと、資産としてのかなり確立した取引が行なわれておるものを対象として取り上げたわけでございます。現在借家権まで入れていないというのは、そのような趣旨でございます。おっしゃる通りに、借家権については買いかえはできないということでございます。それはそういう理由によつておるわけでございます。

○横山委員 その法律ができたときに、まだ借家権について、私は厳格として社会慣習上できておるといふ判断をしておるのですが、あなたはその当時においては、まだそこまではいっていないという判断をされておったとおっしゃる。しかしながら、借家権に入居する人が家主の都合、ないしは土地建物を買った人の都合上出ていくと、これは土地建物に、ただ出ていくというところが社会慣習上あります。これは私は借家権として、権利として言いかどうかについてはあなたの問題があるとおっしゃるのですが、実際問題として、立ちのき料なしで出ていくということがあり得ない。この点はお認めになるでしょうか。

それから、いまの実態に合致して、私のいま出した例といふものが、通常行なわれておるもの、通常行なわれておるものについて私は疑義をただしたところ、国税庁としても、なるほど、それはもつともな点だと思ひ、けれども、いまの法規においては、残念ながら先生のおっしゃる点については、非常に難点がある、これは将来変えなければならぬように私も感ずるという国税庁の相当な方の御意見、個人的な意見ではありますけれども、そういう御意見であります。したがつて私は、本委員会においてこれを例示して御検討願いたいという意味で申し上げておるのですから、現行法規の説明を何つておるわけではない。将来

改正すべきものだといふ点について御意見を伺つておる。

○吉田説明員 御承知のように、特別措置法におきましては、いろいろの買いかえの規定を置いております。たとえば、住宅の買いかえにつきましても、かつては土地、さら地を売った場合には、住居の買いかえとは認めないといふことになっておりましたが、その後さら地を入れる、さら地であります。本来買いかえにならないわけでございます。そういうわけですから、認めることにより、従来認めていなかったのですが、認めることになりました。そして、そういう特別措置といふものの性質から申し上げますと、いろいろ限定もございまして、また特別措置に沿つた扱いも行なわれるわけでございますが、借家権について立ちのき料といふものが出されるのが普通ではないか、立ちのき料という形が多少なりとも払われるというのは、むしろ普通だと思ひます。借家権が借家権として取引されるという例は、これはまたかなり少ないといふことも事実でございます。

そこで、この立ちのき料といふものを資産として買いかえをさせるかどうかといふ一つの問題として考えられます。いまの資産の買いかえという制度は、そこまではいっていないわけですが、これは措置法の範囲としてはやむを得ないところであると思ひますが、将来借家権といふものがさらに——ただいま借地借家法の改正も考えられておるようでありまして、それによつて漸次借家権といふものの内容が社会的にも確定し、一般化してくれば、これはまた考えられる問題であると思ひます。

○横山委員 あなたは他の法律ではさうであるけれども、税法は常に社会の所得の変動状況において、独自のものとしてつくられておる今日の実態を御存じないはずはないと思ひます。いま法務委員会において、借家法、借家権その他について議論はあるけれども、そこまでは確立するまではいっていないのです。それは鐵治さん御存じです。だからそういう他の法律商法だとか、民

法だとか、そういう法律の改正を待っているとき間がかかる。しかも現にいまそういう社会慣習があるのだから、この際税法というものはそういうものなんだ、いい悪いは議論がありませんよ。いい悪いは議論はあるけれども、税法は現在の所得の状況が変動することに對して、適切に法規、通達を改正されているのが実態なんだから、他に藉口してこの問題をなおざりにするというのはあなたらしくはない。吉國ではない、悪國だ。だからひとつ検討をお願いしたい。

○吉國説明員 ただいま申し上げました点にちよつと誤解をいただくような言い方をいたしました。借地借家法が改正されればという意味ではないのでございまして、いまも借地権あるいは借家権の実態的な形成過程というものがもちろん建物保護法その他借地法、借家法の媒介に従つて社会的に次第に形成されてきたという事実がございまして。私が申し上げておきますのは、さような社会的事実が形成されてくるということを言つておるわけではございまして、またそれを媒介するための法律制度ができれば、さらにそういうものも促進されるであろうということを示し上げたわけで、税法は他の法律がないとやらないという趣旨では決してございせんから……

○横山委員 同僚諸君の質問がくわしく恐縮でございますから、自余の質問はまた後日に回しますから、自余の質問の要旨だけ申し上げておきます。

それは第一は、この間大臣並びに木村長官お歸りになりましたけれども、木村長官に善処する旨の御答弁を得ました。手形が不渡りになりました場合に、それをその年の損金にして、そして将来一部納入された場合においては利益として計上すべき旨の点について善処する旨の答弁がございまして、あとから国税庁主税局から御説明がありました。今日の法規の実情はよくさらに承知をいたしました。それによりますと、その年にも五〇%を基準にして損金にする、ないしは引き当て金に

することができるといふ現状については説明がございしましたが、私はその現状よりもむしろ一〇〇%以内のその年に損金にすべきであるという趣旨の質問であり、それに対して善処する旨の御答弁であると思つておるわけですが、したがって、御説明はわかりましたが大蔵省及び長官の善処する旨の結果がどういふことになつてくださるか、後刻ひとつ御回報を本委員会においてお願いをいたしたいと思つておる。それが第一であります。

それから、第二番目には、本日質疑をいたしましたのは、夫婦間課税の問題であります。現在妻の地位といふものについて、本委員会もしばしば是正はいたしておりますものの、まだ十分な点がございまして。答申におきましては、この夫婦間課税の問題を取り上げておりますが、私の考えるところは、夫の収入は単に夫によつてのみ得られたものではなくて、妻の、俗に申します内助の功がきわめて多いのであります。したがって、夫が死亡した場合における妻の相続税については、さらに格段の措置をすべき必要があり、夫婦間の贈与についても、格段の措置をすべき必要があると思つておるわけでありまして、政府側からこの夫婦間課税についての今日の法律の状況について、本委員会へ資料を提出せられるといふことを希望し、その際に質問することにしたしまして、私の質問を終わることにいたします。

○吉田委員長 只松祐治君。

○只松委員 証券問題について若干お尋ねしたいと思つておる。

今日証券界はいろんな意味で非常に重大な時期に遭遇をしておる。したがって、政府も非常な力の入れ方であるわけでありまして、したがって、本来ならばこれを根本的な問題からいろいろ御質疑をいたし、論議をしなければならぬかこの問題の本質をえぐり出す、こういうことはできないわけではございまして。きょうはもう時間も十二時を過ぎておりました、たいへんおそくなつており

ます。具体的な問題を二、三お尋ねをいたしました。いずれ日を改めまして、証券問題の本質的な問題を討議したい。そういう意味から問題点だけ聞いてまいりますから、御返事のほうもひとつそういうふうにしていただきたいと思います。

まず最初に、大蔵省と証券業協会、それから証券会社、さらにいづれの上場証券と申しますか、これはなかなか具体的にむずかしいと思つて、証券とこの関係はどういふ関係にあるのか、まあ証券法もたくさんございまして、関連事項を全部これで申し述べると容易ではないと思つて、まず、主要な点だけでけっこうでございまして、お答えをいただきたい。

○松井政府委員 答え申し上げます。大蔵省と証券業協会と、それから証券会社と、上場証券の關係といふ御質問の趣旨に伺ひますが、まず、大蔵省と証券業者の關係でございまして、これは証券法の第三章でございまして、第三章に証券業者といふ条項がございまして、現在ではこの監督關係はアメリカの制度を導入いたしました。一定の要件を充足いたします証券会社には、免許制ではなくして登録制で証券業を営むことができます。したがって、すべて要件充足主義でございまして、一たん營業を開始いたしました上はちよつと例が悪いかと思つて、自動車やスピード違反をやつたという意味における法規違反をやりますと、すぐさま登録取り消し、発生と消滅の段階においてはそういう關係でございまして、登録制に伴います本質的理由から免許制のような事前監督規定がないという特色はございまして、証券取引法により登録業者としての監督権を大蔵省が持つております。

それから証券業協会は、これらの証券業者が任意に団体をつくり出すときには、やはり証券業協会として第六十七条にございまして、大蔵省への登録といふことに相なつております。これは証券業者がすでに登録制であるといふことと符牒を合わせまして、これが登録制といふことに相なつております。主要な業務内容については大蔵大臣

もある程度の監督権を持つております。ただし、証券取引所のように免許制ではございせんので、そこからくる色合いの相違は幾ぶんあるかと思つておる。これが証券業協会でございます。

一方、取引所はこれは免許制になつております。個々に上場されます有価証券につきましては、上場規程といふものを証券取引所の内部につくりまして、これは大蔵大臣の承認事項ではあります。発行会社の収益状況、それから資産状況、それらの株主の分布状況等を公表することによつて、一般の投資家に公開をする自由な場を提供するのが適當かどうかといふことの判断をいたしまして、証券取引所の上場規程によつて上場される株と、そうでない株の区分をいたしております。

この三つの關係でございまして。

○只松委員 法律的にはおおよそそういう關係だといふことですが、しかし証券法の中にも大蔵大臣あるいは大蔵省の監督権その他が随所にその關係が書かれてありますし、それから實際上今度の共同証券の問題、あるいはいろいろな問題にいたしましても、ほとんど大蔵省のさしがねで申します。大蔵省と不離一体の關係になつていろいろな操作が行なわれておるといふことは、これはだれも否定できないし、大臣等もたびたびそういう答弁をしておられます。ところが、そういういふばオーソドックスな形、あるいは積極的な面においてはそういうふうでございまして、今度は個々の問題、あるいは個々の被害、そういうものについての監督、あるいはいろいろの指導といふものはあまり十分ではないのではないか、ある意味ではほとんどそういう面においてははないのか、そういうことの結果が今日の証券業界のいろいろな不測の事態を招来しておる、こういうこともあるように私は聞いております。しかし、きょうはそういう大きな問題はさつき言いましたように他日論じますので、きょうはそういう問題点だけを聞いておくにとどめておきたいと思

ふも、きょうはもう時間も十二時を過ぎておりました、たいへんおそくなつております。具体的な問題を二、三お尋ねをいたしました。いずれ日を改めまして、証券問題の本質的な問題を討議したい。そういう意味から問題点だけ聞いてまいりますから、御返事のほうもひとつそういうふうにしていただきたいと思います。

まず最初に、大蔵省と証券業協会、それから証券会社、さらにいづれの上場証券と申しますか、これはなかなか具体的にむずかしいと思つて、証券とこの関係はどういふ関係にあるのか、まあ証券法もたくさんございまして、関連事項を全部これで申し述べると容易ではないと思つて、まず、主要な点だけでけっこうでございまして、お答えをいただきたい。

○松井政府委員 答え申し上げます。大蔵省と証券業協会と、それから証券会社と、上場証券の關係といふ御質問の趣旨に伺ひますが、まず、大蔵省と証券業者の關係でございまして、これは証券法の第三章でございまして、第三章に証券業者といふ条項がございまして、現在ではこの監督關係はアメリカの制度を導入いたしました。一定の要件を充足いたします証券会社には、免許制ではなくして登録制で証券業を営むことができます。したがって、すべて要件充足主義でございまして、一たん營業を開始いたしました上はちよつと例が悪いかと思つて、自動車やスピード違反をやつたという意味における法規違反をやりますと、すぐさま登録取り消し、発生と消滅の段階においてはそういう關係でございまして、登録制に伴います本質的理由から免許制のような事前監督規定がないという特色はございまして、証券取引法により登録業者としての監督権を大蔵省が持つております。

それから証券業協会は、これらの証券業者が任意に団体をつくり出すときには、やはり証券業協会として第六十七条にございまして、大蔵省への登録といふことに相なつております。これは証券業者がすでに登録制であるといふことと符牒を合わせまして、これが登録制といふことに相なつております。主要な業務内容については大蔵大臣

います。

それから、この証取法そのものは前にできたわけですが、たとえば四十一條に基づきまして見ましても保証金がわずかに本店開設で十万円、支店では五万円、こういうことになっております。膨大な量の株を操作しておるのにわずか十万円とか五万円とか、あるいは信託法を見ましても、信託のあれで百万ぐらいなんですね。百万をこえる業者、こういうことで何千億といつて預つておる信託会社が百万円ぐらいの保証金、こういうことでは——よく株の大衆化とか民主化とかあるいは国民に迷惑をかけるのか、いろいろ言つておるわけですが、いろいろな一般的な法律あるいはさつきから税金の論議があつたわけですが、こういう問題についてはすく日々法律を変えたりあるいは施行令なり通達を出して実際に適用するようにしなければこれは税金なんか取れないわけです。しかしこういう銀行、信託あるいは証券というようになあなたたちが指向されておる資本主義の一番中核をなすものの法文というのは昔のしかもきわめて無責任といひますか、ずさんな形の保証金やあるいは許可資金、こういうものがある。これは一連全部を見ましてもそうですが、これはたいへん遺憾だと思ひますが、遺憾とお思ひになりますか、どうか。それから思われるならば、こういう保証金なりその他金額を、やはり大衆を納得せしめるに足る、安心させるに足る資金というものを積まないことにはほんとうの証券の民主化なりあるいは大衆投資家を安心させることはできないと思ひます。改められる意思がありますか。

○松井政府委員 大ぜいの大衆投資家との信用關係に立ちますその負債を担保する意味におきまして、営業保証金が僅少ではないかというお話を伺ひましたが、私もつともだろうと思ひます。単にこの営業保証金のみならず、実は会社の総資産でもって債務を担保するという意味におきまして、証券業者の資本金の額というものは一その影響が大きいものじやなからうか、私こう考へております。むろんいまおつしやいました営業保証

金もこれは店舗が大きくなればさらにそれ以上の担保の資産を確保さそうという意味もあるものでございしますが、やはり資本金というよりなものの方がむしろ大きな問題じやなからうかと思ひます。現在の証取法は御存じのとおり政令で資本金を規定いたしておりまして、漸次上場されます有価証券の額がふえ、取引がふえ、投資家の投資の量もふえ、お客さんとの間におきます債務の額もふえてまいつておりますので、この証取法施行以来数度にわたりまして資本金の額を順次ふやしてきております。

そこでもう一つ考えますときには、単に公称資本金がどうであるかということも一つの大きなポイントではございしますが、実はいま先生がおつしやいました趣旨は実質的にほんとうにお客さんに信用され、お客さんに対する債務を履行し得る担保を確保するという意味におきましては、単なる公称資本金というのではなしに実質的な資産内容の充実ということが一そう重要になつてくると思ひます。まだほかにもたくさん問題はございしますが、そういうものもひとつづつめまして証券業者が一般の投資大衆に接するときにもう少し信用される業態になつて、その公共性を十分發揮するためには現在の登録制では十分ではないからうかという昨年来の社会党からの御指摘の趣旨に沿ひまして、これを全面的に免許制に改めようといひましたしておるわけでありまして、これはいま申しました実質的な財産の充実ということを目指さうといひたしておるものでございしますので、一そう根本に觸れて解決される方向というものはそういう方向ではなからうかといひ考へております。

○只松委員 私は保証金や何か一例をあげたにすぎないわけではございしますが、いまいじくも言われましましたように、実質的な資産内容ということが当然問題になつてくる。極端に言ひならば、どこかの部屋を借りておいて机と電話があつて商売をする、こういうことがよくものたえのときに言われるわけではございしますが、証券界の内容も、ほとんど資産がなくて、これだけの資本主義の一

番中核である株を扱うのが資産はから資産なりあるいは負債が——あとでこの次に聞きますが、コールなんか使つてばく大な利息を払つておる。むしろ借金がよりよいところまで一番資本主義の重要な株を平気で扱つておる。これを大蔵省が全然指導もしなければ黙認をいつてゐる。何かあると共同証券なんかみだりにばつとつてて急遽処置をする、こういうことでは、私たちは社会主義を推進しようとしておるわけですから資本主義がくずれることは一向差しつかえないわけではございすけれども、しかし、少なくとも資本主義を健全に發展させようとしておる自民党の諸君なり、あるいはそれをささえておるいまの大蔵省というものが、こういうことでは——少なくともいま日本国民は資本主義社会の中に生きておるわけですから、これはあまりにも無責任、皆さん方も無責任だらうし、国民は不安定でかわいそうなわけです。信託をとことんまで洗つていきまふとこういう問題が全部出てまいります。それでいすれまたやりまふけれども、今度証取法のどの程度の改正案が出るか知りませんけれども、簡単なように聞いておりますが、ぜひひとつそういう意を含んで全般的な、特に実質上の資産というものについて国民が安心してける、こういうふうな法体系に変へることをお願いしたいと思ひますが、いかがですか。

○松井政府委員 御趣旨のとおりでございまして、過去日本の経済が非常に伸びたときに証券界も異常な過当投資をやりました、そのね返りがきておるわけではございしますが、この苦い経験をつの鏡といたしまして、二度とこういうことが起らないように業者の自覚に待つことはむろんでございしますが、証券業者のあり方自身につきましても、いまの登録制を免許制に変へるといふことでもって大蔵省の監督責任というものを一そう重大なものにして、みづからこれを引き受けていこうという決意を示さうとしておるところでございすので、御了承願ひたいと思ひます。

○只松委員 いまから直すといふことは、率直に

言つて少なくともいままで監督が十分ではなかつた、不行き届きであつた、こういうことであると私は思ひます。きょうはそういう責任追及しようとは思つておりませんけれども、ひとつぜひそういう方向で努力をしていただきたいと思ひます。

次に、五十八條の不正取引の行為、あるいは百二十五條の相場操縦の不正取引の不正行為の禁止、こういう証取法の中には禁止事項というものがたくさんございします。ところが実際は、こういう禁止事項はいわばくそ食らえといひますか、へのカッパといひますか、こういうのがほとんど適用されないで、こういう不正行為が平然と行なわれておる、こういうふうにも聞いております。で、指導監督の立場にある大蔵省が、まだほかにもたくさんございしますが、五十八條あるいは百二十五條に基づいて不正行為といふものがどの程度あるか、いままでたとえば摘発された、あるいはこういうことに対してこういう誤まつたことがある、こういうことで指導監督をされた事件がどの程度あるか、あつたらひとつお聞かせをいただきたい。

○松井政府委員 五十八條違反また百二十五條違反の事例とその数は、あとで調べまして御報告申し上げたいと思ひますが、実は、この法令をお読みになればおわかりになりますとおり、「何人も、」とこう書いてございします。というのは、先ほど先生おつしやいました証券業者の資産の充実のほかに、広範な投資家を相手にし、かつ、売買という契約内容につきましても、単に物品を売るといふのじやなしに、非常に投資の形態も多岐多様でございしますし、値段もしつちゅう動いておるといふ關係上、証券取引という特殊な取引につきましては、商人としての証券業者の商道義というものも非常に重要視されるということ、少しほかの世界と幾ぶん違ふ点だらうと思ひます。この百二十五條にしろ、五十八條にしろ、犯罪構成要件が非常にむずかしいことではございしますが、実は「何人も、」といふことでもって全般を押えてあり

ますが、これはアメリカ的思想でございまして、当然こうあるべきだと思ひますが、私は、直接お客さんに接し商いをいたします証券業者につきましては、もう少し嚴格に、直截的にこういう義務違反といひますが、やつてはいけなことをしてはいけなという規定を置くのが、一そう行政執行人も便宜である。大藏省も一そう投資家に対し責任を負うゆえんであらうと思ひますので、むろんこれは証券会社も否めてでございますが、ここに一般人に禁止されております事項のうち、特に証券業者の商道義という観点から立つて、やつてはいけなという点を特に取り出しまして、行政監督の対象にでき得るように、いまおつしやいます趣旨に沿つて、今度の免許制への改正の中で取り上げるつもりにいたしております。

Ｃ只松委員 先へ先へと答弁をされたわけですが、さういいますが、さういうふうに変えるということがあります。さういふことには、さういふことはいけません。法律は山ほどあるわけですが、しかもこれは百九十七条以下の罰則規定もあるわけですが、実際に行為をしないことをこうやって法律に書いて、しかも何年來ほうりつづなにしておくということ、これもまたきわめて事務当局なり指導、監督する当局としては、怠慢のそしりを免れないことだ。あとで具体的にお聞きいたしますけれども、さういふことのために大衆投資家は、これだけじゃないが、逃げていつてしまふし、あるいは、直接非常に迷惑をこうむって、何十万、何百万という財産をすられても、これはどうしようもできなくて、とにかくじだんだ踏んでいる、こういう例がたくさんあるわけなんです。自動車にひかれたってこのごろは、交通事故は非常に重く取り締まります。あるいは、普通の暴行事件でもこのごろは人命尊重で、なかなかきびしく取り締まるわけでございますけれども、こういう財産の侵害に対しては、しかも弱者の財産の侵害に対しては、たとえば株なら株を取り扱っている限りにおいては、実際上行なれないという

う法律がそのままになっているわけですから、これは非常な迷惑を国民はこうむっておるわけです。こういうことをそのままにしておけば、これは全く文字どおりの弱肉強食になり、これは国民を保護する、こういう立場には大蔵省は立たないで、ただ、私がちょっと聞きましたように、証券協会あるいは証券業者というものをだけ保護したりそれを育成していく、あるいは守ってやる、こういう立場しか大蔵省というものは果たしておらない、こういうことを言われても、これは文字どおりそうだと思います。実際こういう禁止規定がある、あるいは法規定があるのに、適用されておらないわけです。いま簡単に、そういう実際上行なわれるものに改めたいと思う、こういう答弁がありましたけれども、ぜひそういうふうにしてもらいたいとともに、こういう法律があるわけですから、あれば、実際に困っておる、そういう泣いておる一般大衆投資家を救済し、その資産というもの、この法律を嚴重に適用して、そうして単に証券協会なりあるいは業者を守っていくということだけではなくて、大衆を守っていく、こういうことをひとつ政府機関である以上大蔵省は果たしていただきたい。

そこで、さつきお残りをいただきましたので、警察庁当局に一つだけお聞きしておきたいと思いますが、百九十七条以下のこういう違反事項に対して罰則規定がいろいろあるわけです。こういう証券取引事件、あるいは、大蔵省等が指導監督——大蔵省に年に一回報告しなければならぬ義務や何かいろいろあとに述べておりますけれども、そういうことも含めて、警察庁当局で取り扱われた事件はどの程度あるか。あるいは、大蔵省等が摘発しまして、いまの「何人も」という一般的な大衆じゃなくて、証券協会なりあるいは証券業者なりそういうものの違反行為について処理をされたものは何件になるか、お聞かせを願いたいと思います。

○日原政府委員　金融事犯につきましては、私ども刑事局のほうの所管じゃなくて、保安局の所管

でございますけれども、保安局長はこの席にいますので、便宜私からお答へ申し上げます。

た話の証券取引法違反の事件でございますが警察で大体年間五、六件ぐらいの検挙しかできておりません。これらの事犯そのものも、ほとんどが無登録業者によるものでございます。ただ、警察に回ってまいりますときには、だんだんいろいろな証券業者その他の業態が悪くなってきて、詐欺、横領等の事犯を伴うものがほとんどでございます。そこいら辺くらいまでいつたような、自転車操業の状態になってきて初めて警察に認知され検挙されるというような状態のものがほとんどでございます。ただ、その詐欺、横領等の事犯につきましては、証券取引にからむものとそうでないものと分けてございませぬので、ただいまのところ

純計がございませぬ。昨年検査いたしましたものでも、吉徳証券でございすとか、取引額百億円にのぼる、実害三億円にのぼるような事案も検査いたしました。これは関係の取引三百数名にのほつておりますけれども、これは何かやはり詐欺、横領と証券取引法のみ行為、こういう三つの罪名で送検をいたしております。

○只松委員　そうすると、証券協会なりあるいは登録証券業者のこの証券取引法違反行為に基づくものは、いまのところない、こういうことですから、もしありましたら、いまはわからなければあとでひとつ委員長、資料としても提出をいただきたい。なければしょうがないが、あれば……。

○日原政府委員　ほとんどないと思います。

○只松委員　ほとんどないということはおそれくないことだろうと思います。なければならぬで、またあとで……。

そこで、具体的に問題をお聞きしたいと思いますが、たとえば大日機械製作所というのがございます。これがいま特設ポスト入りをいたしてあります。これは二月二日の午前中、相場は五十一円五十銭いたしております。前場終了は十一時半でございますが、そのときまで五十円と五十一円で聞いているんですが、午後になりまして、これは十

五円で売りの希望があつたけれども、商いはできなかった、こういう株でございます。この幹事証

券で大商というのがございます。ところが、これは発表しておりませんが、私があるところから入手した情報によりますと、その幹事証券が午前中一万五千株売っているわけです。少なくとも幹事証券であれば、不渡りを出す、あるいは特設ポスト入りするということは、事前に相談に来ますから、あるいはいろいろわかりますから、大日機械が午後からだめになるということとはわかるわけですね。そのときにこの幹事会社の大商は売りに出る。知らぬ人は買っているわけです。どんどん買って午後からべしゃん。したがって、あくる日は特設ポスト入りして八円か九円ぐらいになってしまっておるわけです。これは先ほど私が関連条文を若干あげましたけれども、こういう行為、あるいはこれは刑法上の詐欺行為や何かにもあるいはかかってくるかと思えますけれども、当然に問題になる。

いま一つ例をあげます。日電工業というのがございます。これもいま特設ポスト入りをいたしております。これは三十九年の十月二十六日に会社更生法の申請をいたしました。そして当日、千二百万円の不渡り手形が出ました。この不渡り手形の中で一番大きいのが日電ランコーこれは日電工業も川端さんというのが社長でございますが、その同じ社長の日電ランコに対して、二百八十万円の一番大きい不渡りというのを自分の子会社に出しておるわけなんです。二十六日に会社更生法を申請しながら、二十六日、二十七日、二十八日とずっと売っているわけです。そうして二十八日に値下げが発表になった。二十八日の午前中二十五万円ぐらいしておったのが、二十八日の午後にはもう、いま言いましたように前の大日機械と同じく値下がりし、二十九日にポスト入りした、こういうことでございます。このときの幹事証券も大商と日東証券ということで、大商が関係いたしております。このときも大商と日東証券を通じて

は売りに出ているわけです。またこのときはひと
く、二十六、二十七、二十八の三日間で——こ
の会社は四百万株あるわけです。その中の百万株
は二十六、二十七、二十八日の間に売りが行なわ
れているわけです。普通十万株か二十万株しか一
般に出ておられないというのが、こういう百万株も
売りに出る。これも明らかに、やはり幹事証券で
ある大商は、資産内容も知っておるしあるいはそ
ういうことも知っておるわけです。ところが持つ
ている自分は売りにとんとん出て、この会社の社
長も売っているわけです。日電の場合には、会社
の社長も売っている。それで知らぬ人は、私の友
だちもそれを買っている。ところががたんととき
た。ここはこまかく言う必要はありませんけれど
も、会社の人や何かを呼んで会社の内容はどうだ
と言ったら、いや実際に不渡りなんかは出しませ
んということ、私の友だちは言っておったこと
ろが、それが不渡りを出した。こういうことは明
らかに、いわゆる証券会社あるいは特に幹事証券
といわれるのが違反行為を起しておる。こうい
う例を私は一、二あげましたけれども、いま中小
企業で倒産している中にこういうのはたくさんあ
るわけです。まだほかに私は例を知っておりま
すが、ただ単に株式相場が混乱しているとか悪いと
かいふいろいろ言われておりますけれども、その裏に
はこういう事件がたくさんあるし、そして一般
の人々が非常な損害を受けたたり迷惑を受けておるわ
けです。ところがこういう人々に対して救済の方
法は何らなされておられないし、したほうの証券なり
あるいは会社側というものは、何らの制裁も行な
われておられない。こういうことは、健全な資本主
義を發展せよとあなたたち思っておられる
し、あるいは健全な産業、経済を望まれる皆さん
方として、はたして放置していいのかどうか、私
はたいへん重大なことだと思ふのです。ひとつこ
の辺でそういう点に対する局長の御答弁をお聞き
しておきたい。

ば一般の大衆にフェアな価格を公示し、その価格
で取引していただけるか、その秩序を守ることが
一番大事なことだと思ふます。それは仰せのと
りであらうと思ふます。しかし会社の業績あるい
は景気変動あるいは外国で起こります戦争をはじ
め、いろいろな新しい重大なニュースが入ります
と、それがすべて株価に影響するわけでありまし
て、自然その間早耳筋といふものです。早く聞いた
人とおそく聞いた人によってやはり差がでると思
ふのは、ある程度やむを得ないということもあ
ろうかと思ふますが、ブローカーとして、証券業
者にフェアな値段でお売りなさい、あるいは買
なさいということをおつせん申し上げるブロー
カーが、自分自身が先に早耳でそれを知り、しかも
自分の持っている財産について被害を受けないよ
うに、あるいは特別な利益を得るように行動する
ということについては、いまおっしゃったとおり
道義的に見て非常に許せない行為だと思ひま
す。この法律は積極的にならぬ情報を流すとか、
あるいは誤解せしめるような情報を流すことによ
つてお客さんをだましたとか、そういう積極的
な場合の罰則規定として読み得る条文は入ってお
りますが、そうした明らかなるその情報を流す
か、早耳筋が、特に証券業者が自分の持っている
ものについて資産の損害を受けないために、自分
だけが早く逃げ去るという点、これは、これは
道義上の問題として非難されるべきことであらう
と思ひます。しかし罰則の適用というものはなかな
かむずかしい問題ではありましようけれども、証券
業者は普通の投資家と違つて、いつでもありあ
いいます。それを利用して不当な利益をあげると
いうようなことがないように、今度は行政的な措置
でそういうものを事前に押え、または違反した場
合には行政的な手が打てるような手がでないものか
どうか。証券業者がやつてはいけない行為、特に証
券業者としてやる場合もありますし、その中の重
役個人が自分の私利追求のためにやる場合がござ

いますので、証券取引に関連して、一般的に反道
義的だと考えられるやういふ不正な取引を禁止し
たします規定を、できるだけ今回の税制改正の中
に織り込みたい、こう思つております。

○只松委員 いや道義的ではなくて、あなたも証
券局長をしておれば、ぼくらしろうとよりよほど
知つてゐる。幹事証券といふのは、売りに出ると
きからその会社のことを全部知つてゐるわけであ
る。それで不渡りを出すということまでは知らぬ
けれども、出たりあるいは会社更生法の申請をし
たり、もう知つてゐるわけなんです。知つてゐる
から結局売りに出してしまうのです。いま結局売
りに出してしまうんですよ。いま例を二つあげまし
たように、下がるということを知つてゐるから売
つてしまふんですよ。それで知らぬ人は買ふん
です。だからものによつては、五十八条にもありま
すように不正の手段あるいは計画とか、全文を読
みませんけれども、これだつて明らかにこの条文
でもひつかかつて、あの百九十七条以下の罰則
を証券会社それ自身が負わなければならぬ。こ
ういふことは、常識的に法律を解釈すれば明らか
なんです。ただ、あなたが言うやうに事前を知つ
ておつたか知らなかつたかということになると、い
や知りませんでしたとこゝろ逃げれば、これはな
かなか立証の方法はないということになる。しか
し幹事証券といふのは、あなたは証券界は非常に
慣習を重んじるとおっしゃいましたけれども、商
慣習を全部知つてゐるんですよ。知つてゐるから
売つてしまふんですよ。売つて、あと知らぬ人が買
う。それで買ったものがぼくの特設ポストへ
いつてしまつたらどうにもならなくなる。それで
何年か会社更生法にひつかかつて、買ったものが
宝の持ちぐされではないけれども、息を吹き返せ
ばいいけれども吹き返さなかつたらそのまゝば
大な財産の損害を受ける、こういうふうになつ
てしまふんですよ。こういうことは一般の詐欺行為
だつて明確に禁止されておるし、あるいは罰則が
ある。証券界だけそういうことが平然と行なわ
れてかまわない、こう言うのなら——年がら年

じゅうこうやつてとんとん会社が倒れていくとい
うやうな現象はないかもしれないけれども、特に
現在のやうに会社がとんとん倒れていく。こうい
う状態のときはやういふものを何らかの形で救済
していかねばならぬ、一般の善良な投資家といふの
はたくさん被害をこう受けてゐるわけです。これ
はただ道義上の問題とこゝろお考えになりますか。

○松井政府委員 いまおっしゃいましたやうにそ
ういふ違法ないし不当あるいは反社会的な商い、
取引の実体といふものはなかなかニュアンスが
ございましてむずかしいでございます。私のことは
が足りなかつたかと思ふのですが、明らかにその
会社の内容が悪くて、それだけの値段で取引さ
るべきでないにもかかわらず誤つた情報を流し、あ
るいは特殊な手段をするにやうによつて株価をつ
り上げておいてお客さんに売るといふ積極的な行
為ですね。これはいまの法令にすばり当たつてく
ると思ひますが、ブローカーでありなが
ら自分自身で持っている場合に、自分がい
き問題があると思ふのです。自分自身が純粋の
ブローカーでお客さんに買い継いでやる。証券業
者が自分自身で持つてないならいいのですが、私
が申し上げましたのは、一部自己の資産でやうい
う株を証券業者が持つてゐる場合に、自分がいち
早く入手し得た情報をもつて自分の利益のために
売りにやる。これはなかなかつかみにくいわけ
です。現在の条文からいつてすばり非難性を与え
るのは非常に困難じゃなからうか。むしろ反道義
的な、証券業者としての商道義違反といふ点で追
及すべきではないかという意味で私申し上げたの
でございます。いいんだという意味で私申し上げ
てはおりません。そういうものも包摂してい
ますか、証券業者があるべき商道義の確立のため
に必要な手は打てるだけ今後の法改正並びに行政
指導の面について生かしていきたいと現在考へて
おります。

○只松委員 警察庁関係の方急がれるそうでは
あらず、ちよつとこゝでお聞きしておきたいと思ひ
ますが、いまお話しのような事件がございます。特

に一例をあげましたように、すでに会社更生法が三日前ぐらいから申請しておられるが——それは当然幹事証券は知っておられるわけですが、そういうのをどんとん売り出しておいて、片一方しろうとは知らなかったといえはそれまで、あさはかなことだ、こういうことになるかも知れませんが、しろうとはなかなかそういう情報をキャッチするのは容易でない面があると思います。いま言いますようにその不渡りになった手形を、自分の会社の社長が子会社の同じ一社長に振り出した、こういう事件のときに、その振り出した会社も当然一つの問題が出る。それからそれを知っておられる幹事証券会社が売りに出した、こういうことになるれば当然ここには犯罪要因が成立すると思います。これは具体的には証券取引法というところでは、一例をあげればこういうときには当然に証券取引法に違反して犯罪要因がある、こういうふうにお考えになりますか。

○日原政府委員 御質問の点でございますが、要はやはり立証の問題にかかってくるのではないかとお思います。大蔵省のほうから御説明のありましたのと同じことになりませんが、非常に立証がむずかしいという点はあろうと思います。特に条文が積極的な何らかの行為に出た場合を割合と取り上げて構成要件がでさうござりますので、純然たる不作為の場合にどういふような形がとり得るか、どういふ罰則にひっかけ得るかというところは非常にむずかしいのではないかとお思います。積極的な行為があらわれた場合にも、虚偽の風説の流布とかあるいはいろいろな行為を用いて、あるいはお話のように詐欺の場合も出てくると思ひますが、何らか積極的な行動に出た場合には、情状次第によつては私どものほうで検挙できる場合も出てくるかと思ひますが、要は立証の問題で非常にむずかしい問題があるということが一つの点でございます。

それからこれも同じことに帰着するわけでございますが、その取引の形態が、私どものほうの立場から申しますと検挙することによつてかえつて

善良な投資家が不慮のいろいろなマイナス面になることが起こるというふうなことも考えなければならぬし、検査の開始の時期等も考えなければならぬ問題であります。また業者のほうもそういうふうな取引をやつておれば当然またお得意先が離れるというところもございまして、投資家のほうもある程度自分の判断を加えて買わなければならぬというふうな、証券取引についてはいろいろそういう錯綜した事情もございまして、まあ私どものほうの立場から申しますと、立証さえできりではございまして、なかなかむずかしい段階があるのではないかとお考えをいたします。

○只松委員 ついでにもう一つお聞きしておきたいと思ひますが、さつきから言われたように、いま立証はなかなか容易ではない面もありますが、少なくとも現在までこういう証券の關係で、特に業界に一べんも手を入れたことがない、こういうことでございまして、さつきも言いますように銀行、証券といふのは現在の資本主義經濟の中核をなすものである。したがつて手入れもなかなかむずかしい面もあるかと思ひますが、逆にそういう面がいろいろ混乱をきわめたり腐敗、墮落しておる、こういうこともございまして、全然警察關係が手入れをしない。それでちよつとデモをやつたり何かやつたりするとすぐ警察が来て引つぱつたり何かする、こういうことはこれはあえて社会党ならずとも片手落ちだと思ひます。もう少し今後こういう面に対して積極的に警察のほうでも証券の違法行為その他を勉強して手入れをする、こういうお考えがございまして、いままでどおり一切こゝろをこらへておられるのだからタッチしない、そこのデモや労働争議や何かでがちゃがちゃやつてつかまえたほうが手取り早くて点数が上がる、こういうふうにお考えでございまして、ひとつお考えを聞いておきたいと思ひます。

○日原政府委員 決してそういう考え方はないのでございますが、むしろ私どものほうは善良な投資家保護のために大義名分があるならばどうし

取り締まつてまいりたい。ただ先ほど申しましたとおり非常に立証がむずかしいということ、それに増して先ほどちよつと触れましたように、これによつて逆に善良な投資家が非常な迷惑をこうむるような事態になるような場合もあり得ますので、特に金融關係の事犯につきましてはそういう事犯が多いものですから、そういう意味で多少手控える傾向に従来あつたと思ひます。その点はお話の点もよくわかりますので、大蔵省のほうとも私どもも十分連絡を密にしまして、ほんとうの意味の善良な投資家保護のために必要があるならばできるだけの検査をやつてまいりたいと思ひております。

○只松委員 きよりは問題点だけお聞きする予定にいたしておきますので、話を次に進めまして、共同証券と証券保有組合の法的な相違、それから実質的な相違と申しますか、たとえば、通俗的に話しますと、大臣はよく共同証券は株の塩づけだ、こういうことはを使つておられるわけでございますが、實際上の塩づけをやつておられるのはこの保有組合で、共同証券は塩づけではなくて、むしろ売買を相当やつたりなにかしているのです。こういうことはこの次にお聞きしますけれども、したがつて、そういう点からお尋ねしているのです。お、ひとつ法的な相違と実質的な相違といふものをお聞きしておきたいと思ひます。

○松井政府委員 非常にむずかしい問題でございますので、にわかに御満足いく回答ができるか、非常に疑問に思つておりますが、まず実質的、機能的な面から申し上げますと、いまおっしゃいましたとおりでございます。共同証券は当面金が証券界に流れ込まない、金融機關を通じて大量の金が集まる、その金融機關に集まりました金を利用いたしまして、証券の需給のアンバランスを是正するために買ひ上げるといふことがその主目的でございまして、したがつて金融機關を中心とした資金、出資金と協調融資をもちまして共同証券といふものができたわけでございます。これは性格は証券業者でございます。会員で

はなしに、非会員という形をとつておりますが、機能的に申しますと、一種の特殊な機関投資家というふうに見てもらつてつこうだと思ひます。したがつて、みずからの資本負担、資金コスト等から考えまして、優に株式を買ひ上げることによつて採算に乗ると考えられる株を自由に自分の判断で市場から買つております。これは売ることが当面ございせんので、ある意味においては塩づけ機関ともいわれておりますが、実はしよつちゅう市場に自動してまいりまして買ひつけてございまして、自由な機関投資家、これはまた別に申し上げますと、ある一定の規格なり、あるいは意味なり、あるいは國家の統制でもつて株を買ひ上げるといふのじやなしに、一機関投資家として、自分の採算に乗るものを自由に買ひつけていくという意図におきまして、市場に対する介入というよりも、むしろ自由な立場で市場に参加させたほうがいい、これは証券取引市場の本来の性格が自由な市場でありますので、そういう観点から市場に参加させたほうがいいという考えをわれわれも持つておつたわけでありまして、現に共同証券はそういう形で機能してまいっております。

今回の保有組合は売つたり買つたりというわけじやないのでございまして、去年一年の実績の結果、なおアンバランスといふものが解消し得ない。特に投資信託におきましては、元本の純減を来たすほど新規募集が少なく、むしろ解約のほうが多い、したがつて、どんとん投資信託といふものが持つております株式を現金にかえまして、逃げていくお客さんに現金で払わなければならぬ。去年の十一月、十二月非常に大量の株を投資信託が市場に放出をいたしております。こういう状況が長く続きますときには、いかに共同証券が活躍いたしまして、大きなパイプでまだ株が市場に入つてくるという状況でございまして、この際思い切りまして投資信託が過分に組み入れております株式の相当部分を一挙にどこかに今度は吸ひ上げて塩づけにする、あわせて証券業者が過分に持つております自己保有の株もある程度吸ひ

上げることによつてどこかに塩づけしてしまふと

いうほうが、一そうアンバランスをこの際一挙に解決する方法じやなからうかというのをねらいまして、今度は証券業者を組合員として特殊な組合をつくりました。いわばこれは借金を共同でしますシンジケートというふうにお考えになつてもらつていいと思います。そこに完全に塩づけいたしまして、三年間は株を放出しない、その間の金利なり、あるいは三年後あるいは四年後保有組合が保有いたします株式がはたして高く売れるものか、いまよりも安く売れるものか見当はつきませぬが、その辺の損益はすべて組合員が連帯で負担するという形でできましたものでありまして、第二回目の保有組合は証券界自体が自力で共同で証券市場の機能の回復をねらつたというものでございます。したがっていまして今度は、公共的性格という先ほどの面からいいますと、第一番目の、共同証券は一証券業者であり、出資者は金融機関等を中心にいたします私企業ではございますが、かつてこの席で申し上げましたとおり、最終的には株式の需給というもののアンバランスを解消し、投資家のために適正な価格が形成されるよう、あるいは産業界にとりましては、証券市場から長期の資金が調達される、そういう状態を一日も早くつくり上げるといふことを目ざしまして、金融界が共同してつくつたものでございますので、非常に公共的なものをねらつておるといふことが言ひ得ると思ひます。第二の保有組合につきましてもねらいは全く同じでございますが、今度は証券業者自体が自分たちの中で責任を負ひまして、そういう共同で借金をし、共同で塩づけにするシンジケートをつくらうということになつたわけでございます。今度は民法上の組合という法的性格は違ひますけれども、そのねらつております設立の趣旨というものは、同じように公共的なものをねらつてやつたものであるというふうに私は解してあります。

○只松委員 いまの御答弁で満足するものではなくて、いろいろ問題点がございまして、御説明だ

け聞いておきたいと思ひます。

次に、証券市場は大体その六〇%から八〇%、平均いたしますと七〇%ぐらいは四大証券で表面上いろいろ取引が行なわれ、操作されている。ところが実質上は九九%——百社ありましたが、いま九十五社くらいになりましたけれども、四大証券の系列化にあつて九九%はこの四大証券によつて操作をされておる、こういうふうに言われております。この四大証券の日本証券市場における諸問題についてもおいおいやつてまいりたいのでございまして、きよりはその四大証券の昨年度における、いわゆる株主総会における会社の収支決算と、それから税務署に出した決算報告と、いまわかりましたらお知らせいただきたいし、もしわからなければあとで資料でもつけようでございます。当然に百五十四条あるいは百五十六条の十三など大蔵省に報告の義務があるわけでございます。大蔵省にはどつちの報告を提出しているか知りませんが、たとえば野村なんか株主総会では黒字報告を出して、税務署には三億くらいの赤字報告を出しているというふうに聞いております。こういう問題はほとんどの会社がそういうふうにしていて、言われておるわけですが、税務署には赤字の報告を出して、こういうことになつておりますと、どつちがうそなんですか。そうするとこれはいま公認会計士の違反事項にもありますし、それから役員としての責任問題やなんか全部出てくるわけですが、これはいづれ私は国税当局にどつちが税法上ほんとうか、役員がうそを言つて株主に報告をしたならば、これは役員は全部ひくくならなければならぬ、あるいは税務署にうそを出したのなら国税庁として徹底的に捜査をしなければならぬ。こういう問題について私は次回にじっくりやることにいたしますけれども、とりあえずきよう四大証券でわかつておりましたらお知らせをいただきたいと思ひます。

○松井政府委員 証券業者から証券局に参りますのは営業報告書がまいります。これはいま全国の証券業者を集計いたしております段階でございます

すが、提出資料は証券業者が出しました営業報告書に基づく資料でございます。一方税の申告をどう出したか、われわれまだ関知することはいまのところございせんが、商事上の決算と税法上の決算はおの分野が違ひますから、税務調整をやるということがあり得るということは、もうつとに御存じであらうと思ひます。おそろく違ひものがあるとすれば、そういう税務調整の分だけだろうと思ひますのでありまして、内容自身はさう違つたものはないと私は信じております。

○只松委員 わかつたらひとつ知らしていただきたい。わからなければあとで資料でございますが、証券の場合には十月から九月の決算になっていきますから、それで報告が出ているはずですから、大蔵省の手元にはあるはずで、きよりは私そこまで要求しておりませんから、わからなければ、大蔵省には当然資料で来ているはずですから資料として出していただきたい。

○松井政府委員 営業報告書に基づきます資料につきましては、あとで御提出いたします。

○只松委員 それでは、以上できよりは終わります。

○吉田委員長 次会は、九日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十二分散会

昭和四十年二月十日印刷

昭和四十年二月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局